



Vol. 9

仙台復興レポート

～仙台市の復興状況の最新情報を毎月お知らせしていきます～

仙台市 復興事業局 震災復興室

2013. 7. 17

目次

1. 仙台市の被害状況……………3

- 東日本大震災の概要(1)
- 東日本大震災の概要(2)

2. 復興に向けて……………5

- 震災廃棄物の処理 **改**
- 復興交付金の状況 **改**

3. 津波被災地における 復興・支援事業……………7

- 浸水被害状況と津波シミュレーション
- 東部地域の津波対策
- 仙台湾南部海岸 本復旧工事
- かさ上げ道路事業
- 防災集団移転促進事業 **改**
- 防災集団移転促進事業等に関する申出書の状況
- 移転対象地区における支援制度 **改**
- 移転対象地区外における支援制度 **改**
- 東部地域復興まちづくり活動支援制度 **改**
- 災害危険区域からの集団移転・単独移転の事業スケジュール **改**
- 移転促進区域の土地の買取り・移転先地の状況 **改**
- 蒲生北部の再整備 **改**

4. 復興公営住宅の整備……………19

- 復興公営住宅(集合住宅)の整備箇所一覧 **改**
- 復興公営住宅(集合住宅)の整備予定戸数 **改**
- 復興公営住宅整備のスケジュール

5. 宅地被害復旧・支援事業……………22

- 被災宅地の復旧事業について
- 宅地復旧事業のスケジュール **改**
- 災害危険区域の指定について

6. 生活再建支援……………25

- 応急仮設住宅について **改**
- 応急仮設住宅入居世帯数及び状況 **改**
- 応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた取り組み
- 支援の内容(1)
- 支援の内容(2)
- 支援の内容(3)
- 支援の内容(4)

7. 経済の復興に向けて……………32

- 復興特区の概要(1) **改**
- 復興特区 産業集積区域図
- 復興特区の概要(2)
- 農地の再生とほ場整備事業
- 仙台・宮城デスティネーションキャンペーン(DC) **新**

新 ……今回新規に追加したページ

改 ……今回更新したページ

各問い合わせ先については、
資料の37ページ、38ページをご覧ください。

1. 仙台市の被害状況

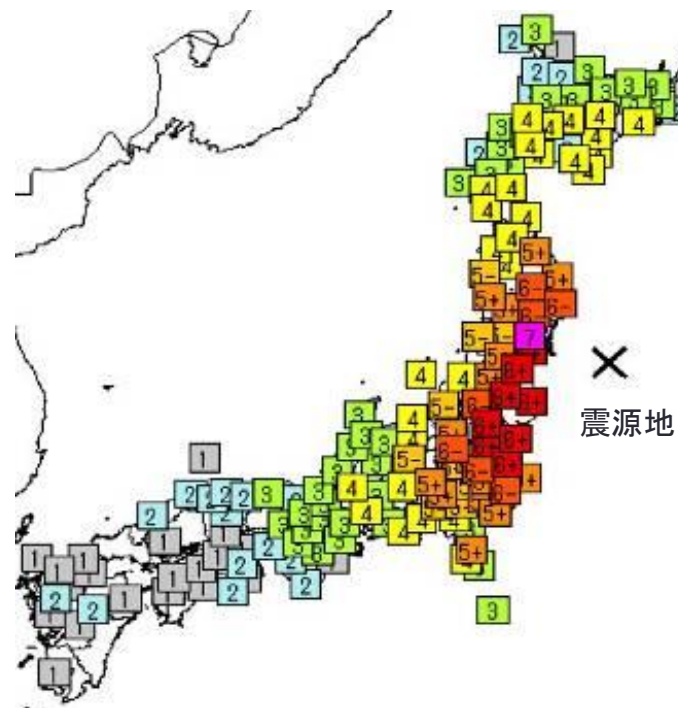
東日本大震災の概要（1）

地震概要

- 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
- 震央地名 三陸沖(北緯38.1度、東経142.5度)
- 規模 マグニチュード9.0
- 市内震度 震度6強 宮城野区
震度6弱 青葉区、若林区、泉区
震度5強 太白区
- 津波 3月11日14時49分 太平洋沿岸に大津波警報発令
津波の高さ 仙台港 7.2m(推定値)
(地震発生後、約1時間後に津波(第一波)到達)

※最大余震

- 発生日時 平成23年4月7日(木) 23時32分頃
- 震央地名 宮城県沖(北緯38.1度、東経141.6度)
- 規模 マグニチュード7.2
- 市内震度 震度6強 宮城野区
震度6弱 青葉区・若林区
震度5強 泉区
震度5弱 太白区



1. 仙台市の被害状況

東日本大震災の概要（2）

市内の被害状況

◆人的被害（平成25年5月31日現在）

	仙台市内	
		うち仙台市民
死者	907名	812名
行方不明者	30名	
負傷者	2,272名	

※仙台市民でお亡くなりになられた方 986名
（仙台市外で死亡が確認された仙台市民 174名）

◆建物被害（平成25年5月19日現在）

	仙台市内
全壊	30,034棟
大規模半壊	27,015棟
半壊	82,593棟
一部損壊	116,046棟

◆市内被害額の概要（平成24年1月29日現在）

◎被害推計額 約1兆3,684億円

市有施設関係	約 3,270億円
その他公共施設	約 1,452億円
住宅・宅地	約 6,086億円
商工業関係	約 2,147億円
農林水産業関係	約 729億円
(1) 農業関連： 約721億円 (2) 林業関連： 約0.7億円 (3) 漁業関連： 約 8億円	



高砂南部排水機場



南蒲生浄化センター



ガス局港工場

2. 復興に向けて

震災廃棄物の処理

仙台市内の

がれき発生推計量 **約135万トン**

市処理量の
約4年分

平成23年12月 撤去完了
平成25年 9月 焼却処理完了予定
平成26年 3月 搬入場の原状回復も
含めて処理完了予定

がれきの処理量 **125万トン**
発生量に対する処理割合 **93%**
(平成25年6月30日現在)

※このほか、石巻市の木くずなどの可燃物約5万トン
を平成24年7月27日～平成25年5月31日まで受け
入れた。

津波堆積物の再生利用

撤去した津波堆積物は、がれきとほぼ同量の約130万トンとなっており、平成24年7月から国の海岸防災林及び海岸堤防事業において、盛土材としての活用を開始。

津波堆積物の再生等処理量は74万トンで、発生量に対する処理割合57%(平成25年6月30日現在)。

仙台方式(自己完結型)

発生場所

①可燃物・②不燃物・③資源物に粗分別



搬入

地元業者を中心に発注

【分別・リサイクルの徹底】

がれき搬入場(東部沿岸地区に3ヶ所計:約100ha)
(1次・2次仮置き場を一元化)

・10種類以上に細かく分別

がれき発生量の50%以上のリサイクルを目指す

リサイクル率:76%(平成25年6月30日現在)

・各場内に仮設の専用処理施設を設置

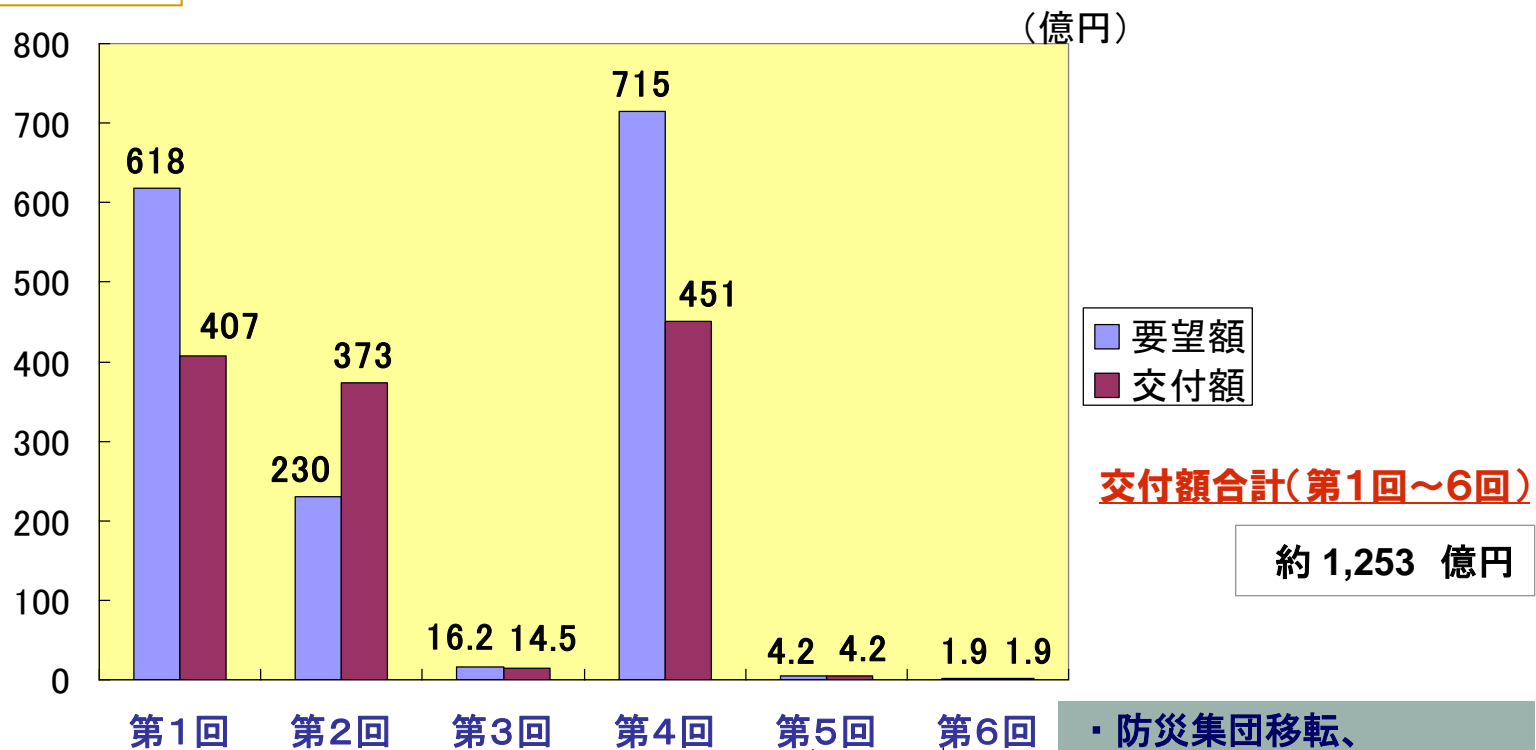
リサイクル困難な可燃物
は仮設焼却炉にて処理を
行う



(仮設焼却炉)

2. 復興に向けて

復興交付金の状況



認定を受けた主な事業

- ・ 防災集団移転の調査費
- ・ 宅地被害対策事業費
- ・ 復興公営住宅整備事業費

- ・ 防災集団移転、県道かさ上げ、復興公営住宅などの事業費

- ・ 新たに判明した被災宅地分の滑動崩落防止工事に係る事業費など

- ・ 農業用機械等の整備及び貸与に係る事業費

- ・ 防災集団移転、県道かさ上げ、復興公営住宅などの事業費

- ・ 防災集団移転、津波避難道路整備などの事業費

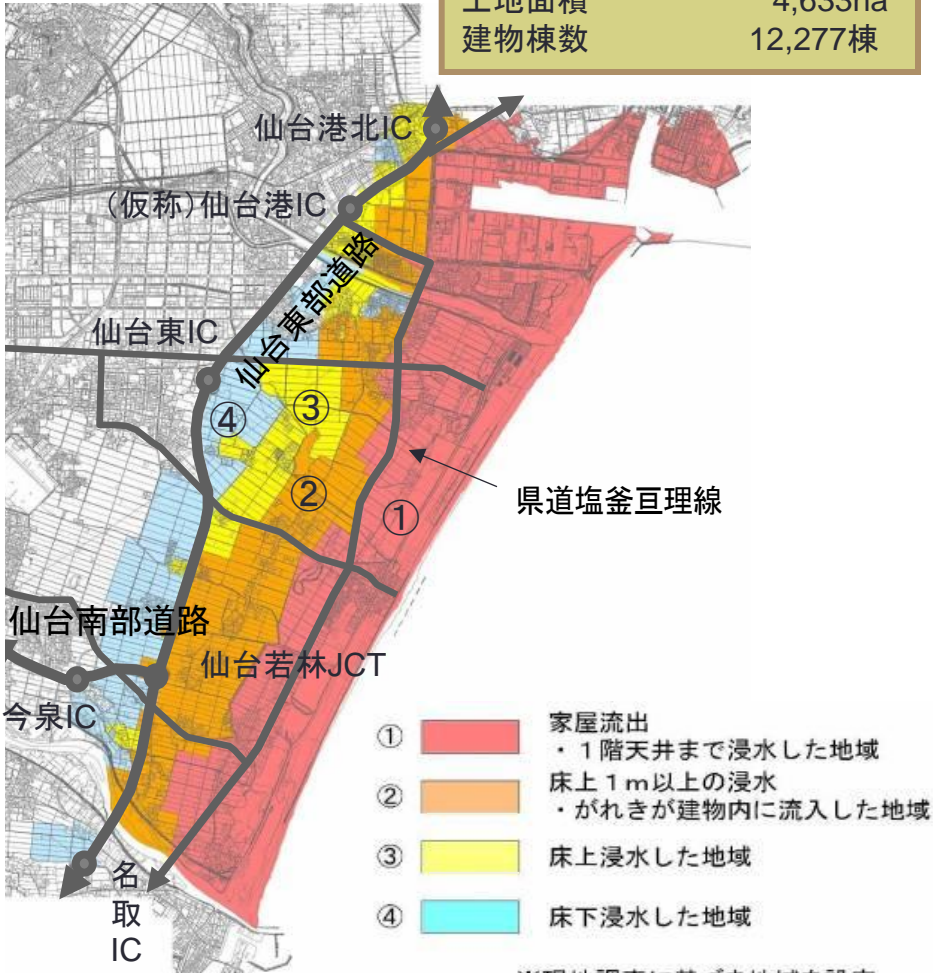
3. 津波被災地における復興・支援事業

浸水被害状況と津波シミュレーション

浸水被害状況図

浸水被害区域状況

区域内人口	21,966人
区域内世帯数	8,086世帯
土地面積	4,633ha
建物棟数	12,277棟



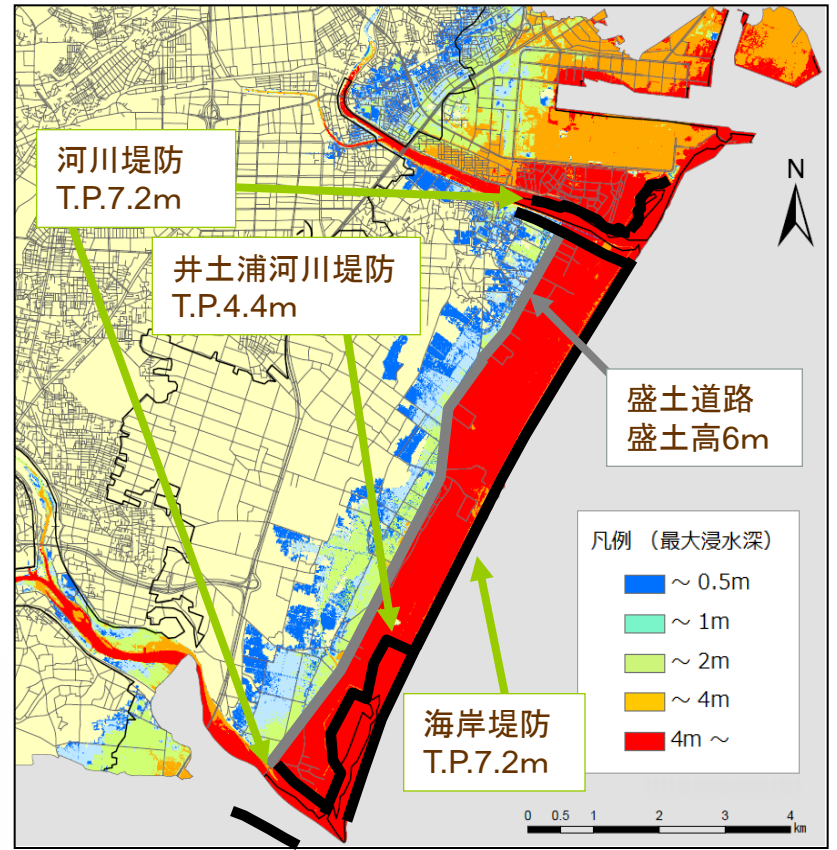
※現地調査に基づき地域を設定

(※T. P. : 全国の標高の基準となっている東京湾の平均海面高さ)

復興計画の前提とした津波シミュレーション

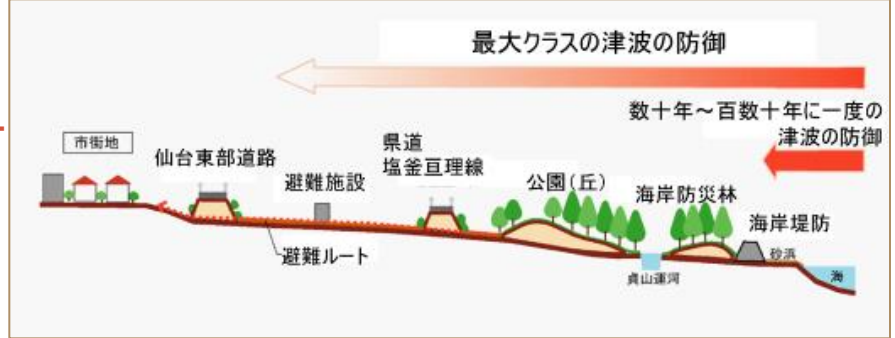
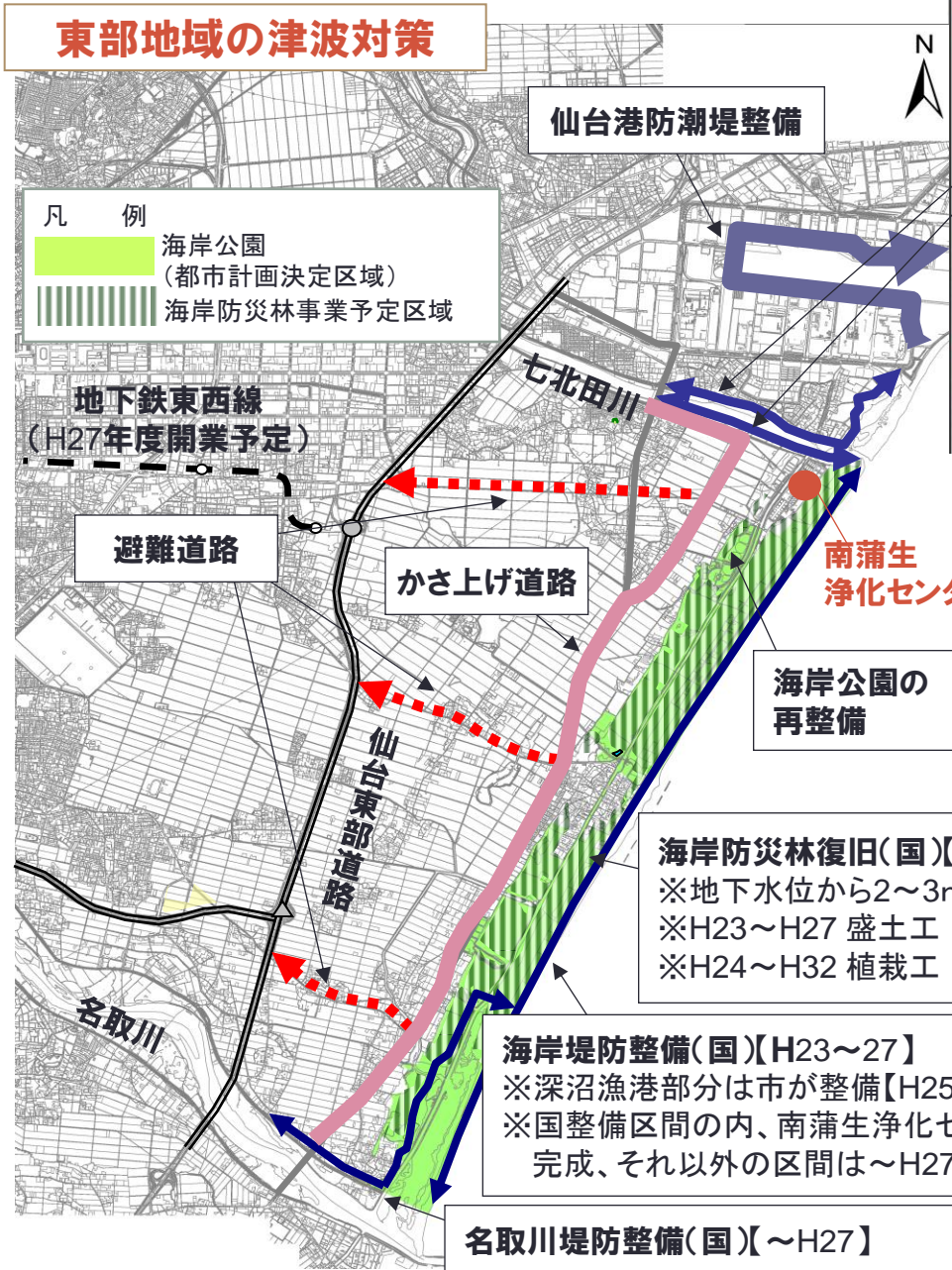
潮位: T.P.+0.76m
 海岸・河川堤防 T.P.+7.2m
 県道 かさ上げ6m

海岸・河川堤防は国・県から示された計画による。



- ・地形(標高)データ: 平成23年3月11日の震災直後の地形(地盤沈下を考慮)
- ・対象とする津波規模: 過去最大クラスである、平成23年3月11日の津波を東北大学がモデル化し、再現。

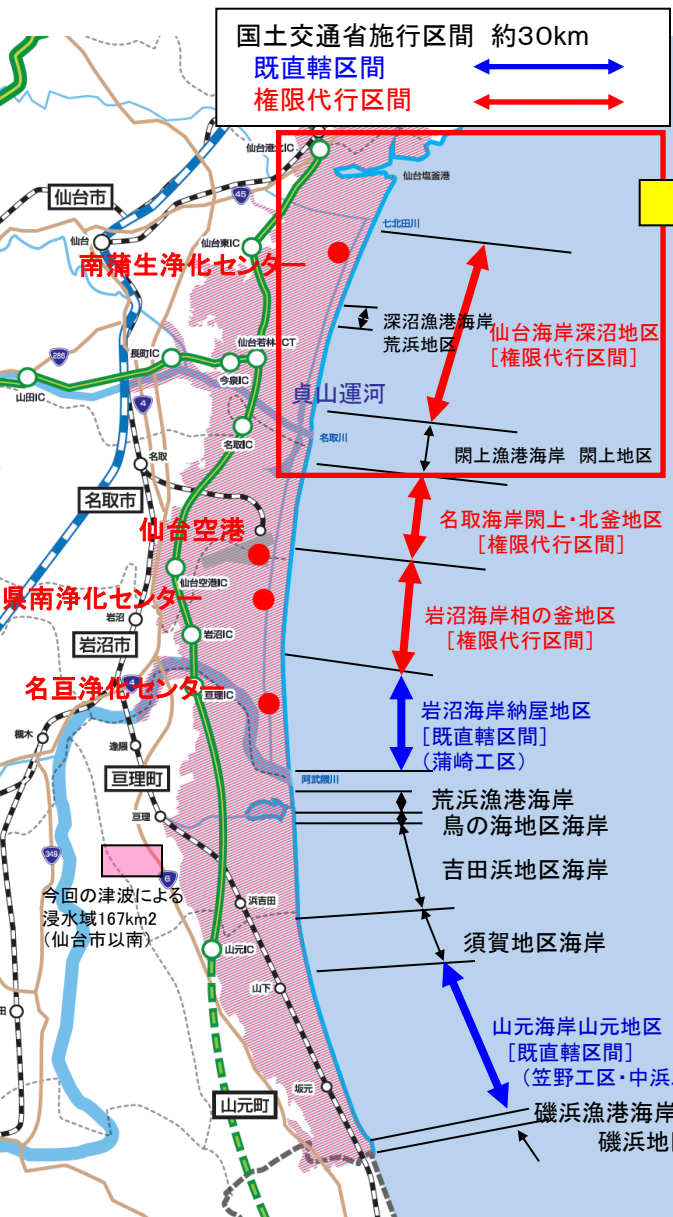
3. 津波被災地域における復興・支援事業



(仙台市震災復興計画津波対策施設イメージ図)

3. 津波被災地域における復興・支援事業

仙台湾南部海岸 堤防復旧事業



仙台湾深沼地区



仙台湾南部海岸 堤防復旧事業 (国土交通省施工分)

- ・平成27年度までにT.P.7.2mの海岸堤防を延長約30km復旧。
- ・宮城県が管理していた仙台湾海岸、名取海岸、岩沼海岸（相ノ釜地区）を権限代行区間として加え、岩沼海岸（納屋地区）、山元海岸と共に国土交通省で堤防復旧を実施。
- ・仙台市内及び名取市内で復旧する堤防の一部には、それぞれ両市内で発生した「震災がれき」を活用。

■復旧する堤防は【粘り強い海岸堤防】として復旧 ⇒ 堤防が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする。堤防が全壊に至る危険性を低減する。このいずれかの減災効果を持たせるための構造上の工夫を施した堤防。

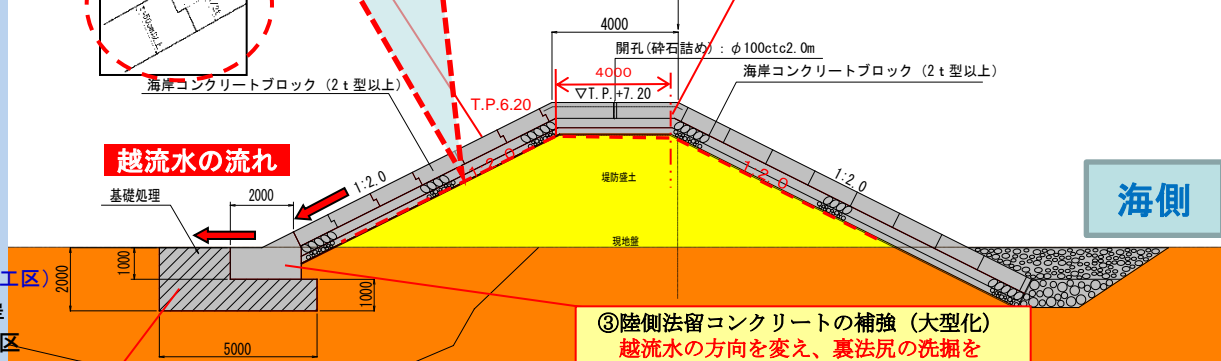
①陸側法面被覆ブロックの補強・工夫
被覆工の部材厚を確保し、また被覆ブロックの連結を下図のようなかみ合わせ構造とすることで越流時に下流側となるブロックの突出を防止。

②天端被覆工の補強
天端被覆工の部材厚を確保。また空気抜き孔(碎石詰め)を設け、越流時に堤防内の有害な空気圧を抜く。

(かみ合わせ構造の一例)



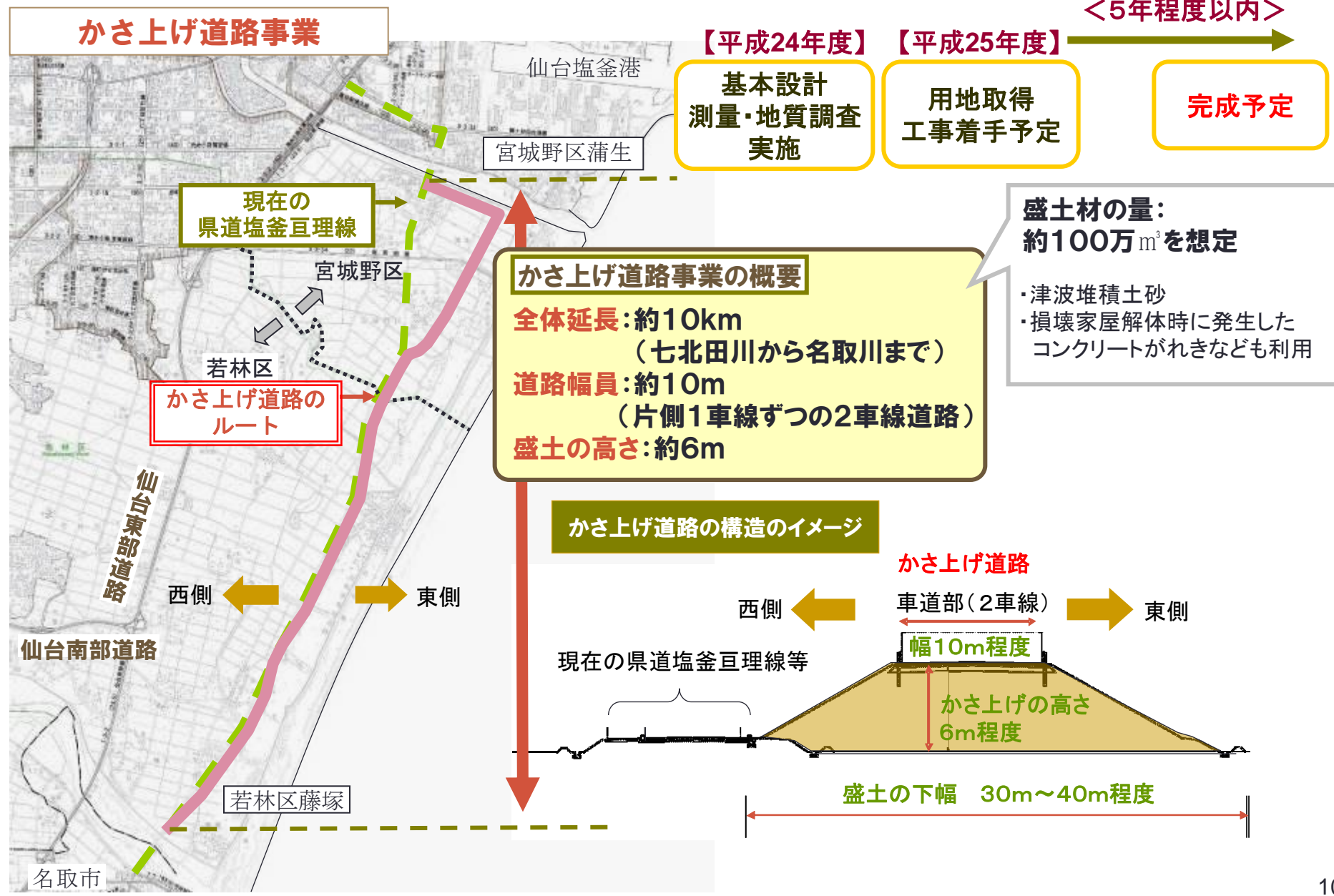
【被災前堤防の一例】
標高6.2m 天端幅4.0m 法勾配1:2
⇒ 仙台湾深沼海岸に従前 約3.5km



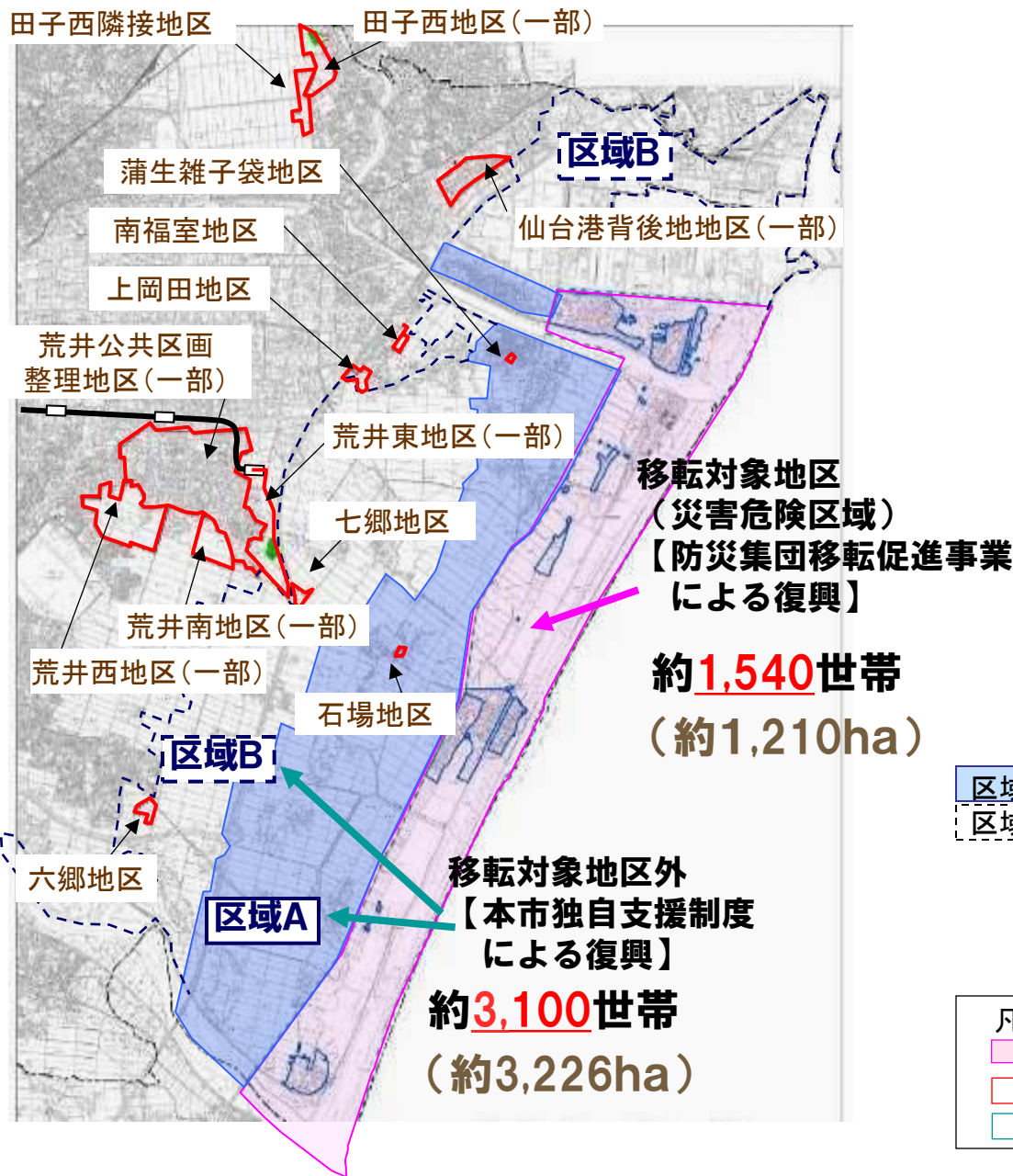
④陸側法留周辺地盤の補強
基礎処理により洗掘への抵抗性を向上。

③陸側法留コンクリートの補強 (大型化)
越流水の方向を変え、裏法戻の洗掘を堤防本体から遠ざける。

3. 津波被災地における復興・支援事業



3. 津波被災地における復興・支援事業



- 区域A 津波防御対策後も一定の浸水が予測される区域
区域B 浸水予測区域とはされていないものの、実際に津波による浸水被害のあった区域

※ 区域Bを加えた新たな支援制度は平成25年8月から受付開始予定

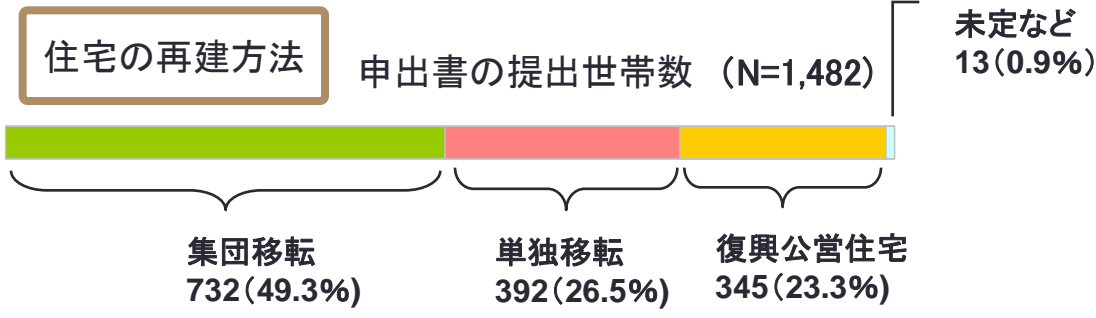
凡例

- 移転対象地区(災害危険区域)
- 移転先地
- 移転促進区域(=移転前の集落)

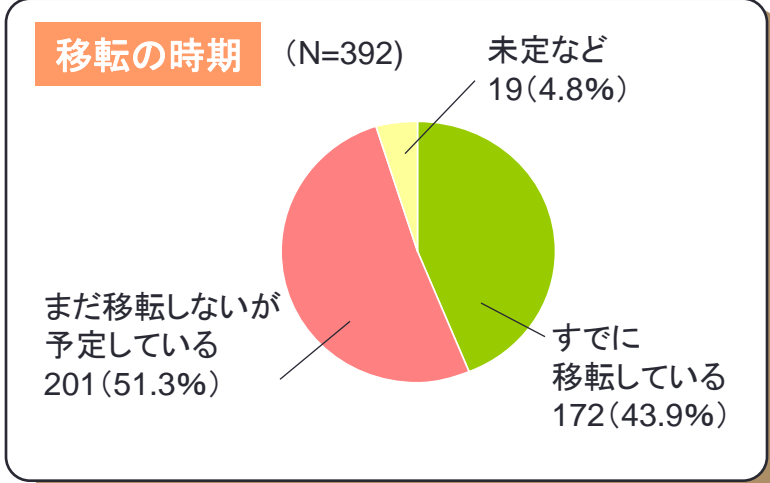
3. 津波被災地における復興・支援事業

防災集団移転促進事業等に関する申出書の状況

(H25.4.30時点)



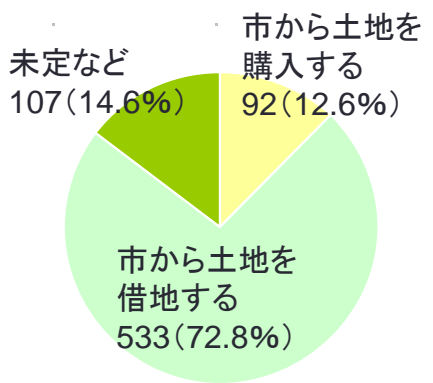
単独移転



集団移転

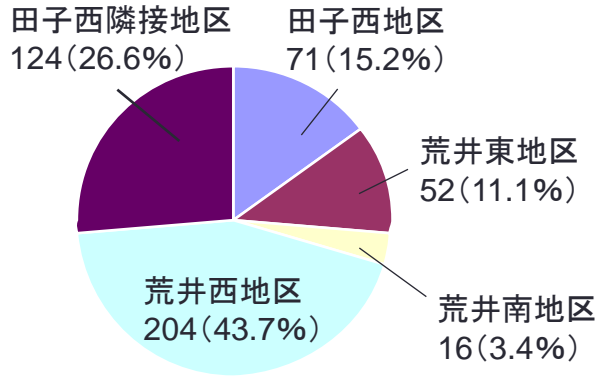
土地の所有形態

(N=732)



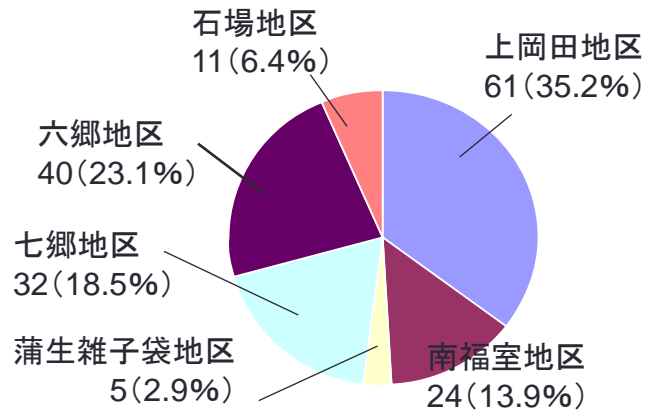
移転希望場所(市街化区域)

(N=467) ※仙台港背後地地区と荒井公共区画整理地区は除く



移転希望場所(市街化調整区域)

(N=173)



3. 津波被災地における復興・支援事業

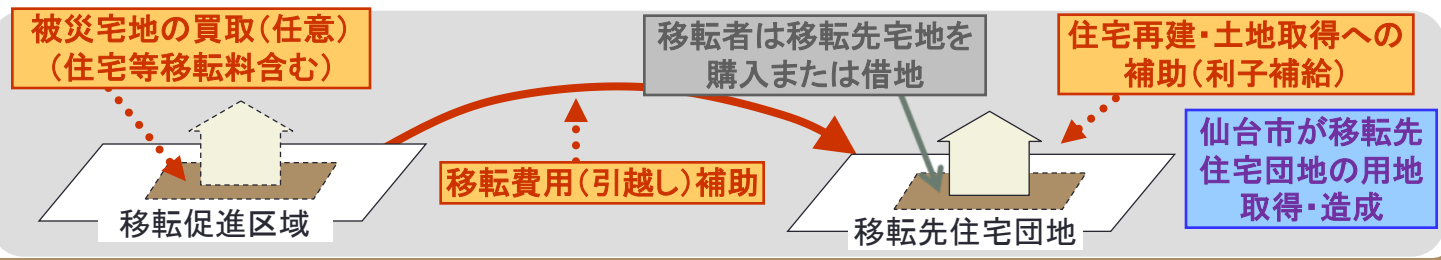
移転対象地区における支援制度

移転者に対する支援
集団移転先への

国の補助制度

防災集団移転促進事業

移転先の用地取得や造成などを行い、被災宅地の買取りを行うとともに、移転に要する費用(引越し費用)および移転再建資金借入利子相当額の一部を助成。



仙台市独自支援

防災集団移転の促進に向けた借地料免除制度

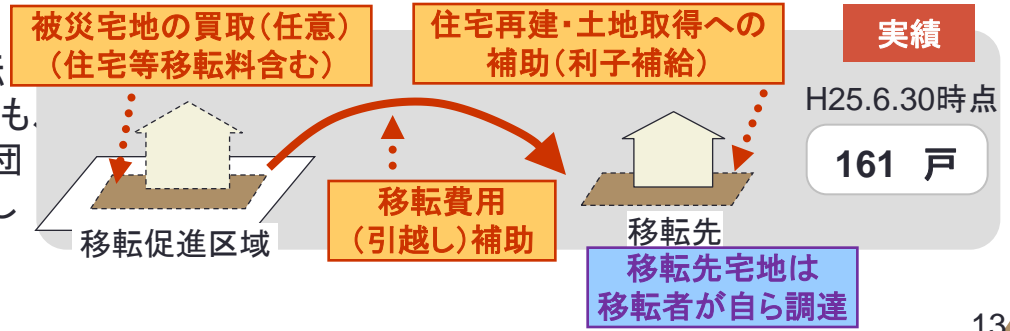
集団移転先の土地を市から借地して住宅再建する場合に、被災前後の土地価格差額と流失建物等の住宅等移転料相当額の合算額相当分の期間(上限50年)の借地料を免除。

単独移転者に対する支援

国の補助制度

東部地域災害危険区域内移転者支援に関する補助金交付事業

移転対象地区から単独で移転(市外移転を含む)する場合でも、被災宅地の買取りを行い、集団移転と同等の移転費用(引越し費用)、借入利子相当額への助成を実施。



3. 津波被災地における復興・支援事業

H25. 6.30時点

国の
補助
制度

津波被災地域まちづくり支援事業

実績

4 地区

本市からコンサルタントを派遣し、地域との協働によるまちづくり計画の策定を支援。
また、当該計画に基づき、安全・安心なまちづくりやコミュニティの再生に向けて行われる地域のまちづくり活動等に対して支援を行う。

仙台市
独自
支援

現地再建

盛土・かさ上げ等の 宅地防災工事に対する補助

実績

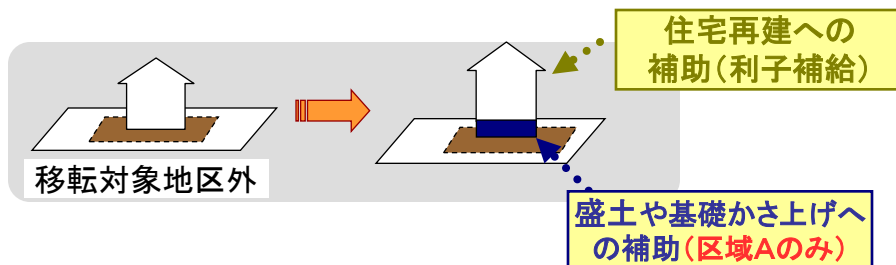
64 戸

当該地域における現地での住宅再建のために、震災時の所有者自らが盛土や基礎のかさ上げ等、一定の条件を満たす宅地防災工事を実施する場合に、当該工事に要する費用の一部を助成を行う。(区域A)

住宅の建替えに対する補助

※ 新たな支援制度

被災時に当該地域で、震災により「全壊」または「大規模半壊」した住宅を現地で建て替える場合、建替え資金借入利子相当額に対する補助を行う。(区域A,B)



住宅の移転再建

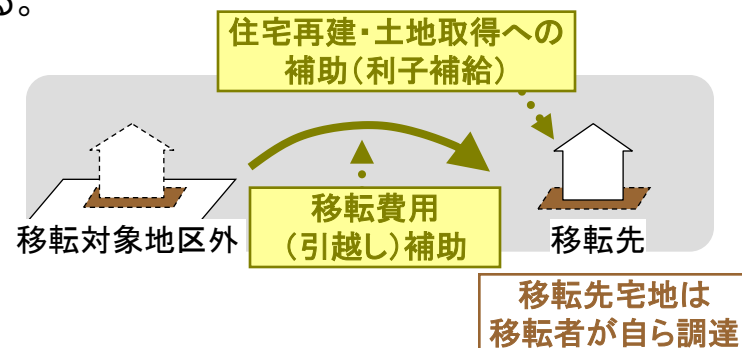
住宅の移転再建に関する補助

実績

71 戸

※ 新たな支援制度として区域Bが追加

当該地域に居住していた方が市内の市街化区域等に移転する場合に、移転に要する費用(引越し費用)および移転再建資金借入利子相当額に対する助成を行う。(区域A,B) ※区域で助成額が異なる。



- 区域A 津波防御対策後も一定の浸水が予想される区域
区域B 浸水予測区域とはされていないものの、実際に津波による浸水被害のあった区域(P15参照)

※ 新たな支援制度は平成25年8月から受付開始予定

3. 津波被災地における復興・支援事業

東部地域復興まちづくり活動支援制度

仙台市
独自
支援

防災集団移転促進事業に係る 復興まちづくり助成事業

防災集団移転促進事業の移転対象者による、移転先のまちづくり検討などの自主的な活動に対して、団体の運営費や、活動拠点施設の維持費用等の助成を行う。



実績

H25. 6.30時点

1 地区

東部浸水区域コミュニティ等再形成 活動助成事業

移転対象地区以外の浸水区域における現地再建等のコミュニティ維持・再形成等の活動を支援するため、移転対象地区と同様の助成を行う。



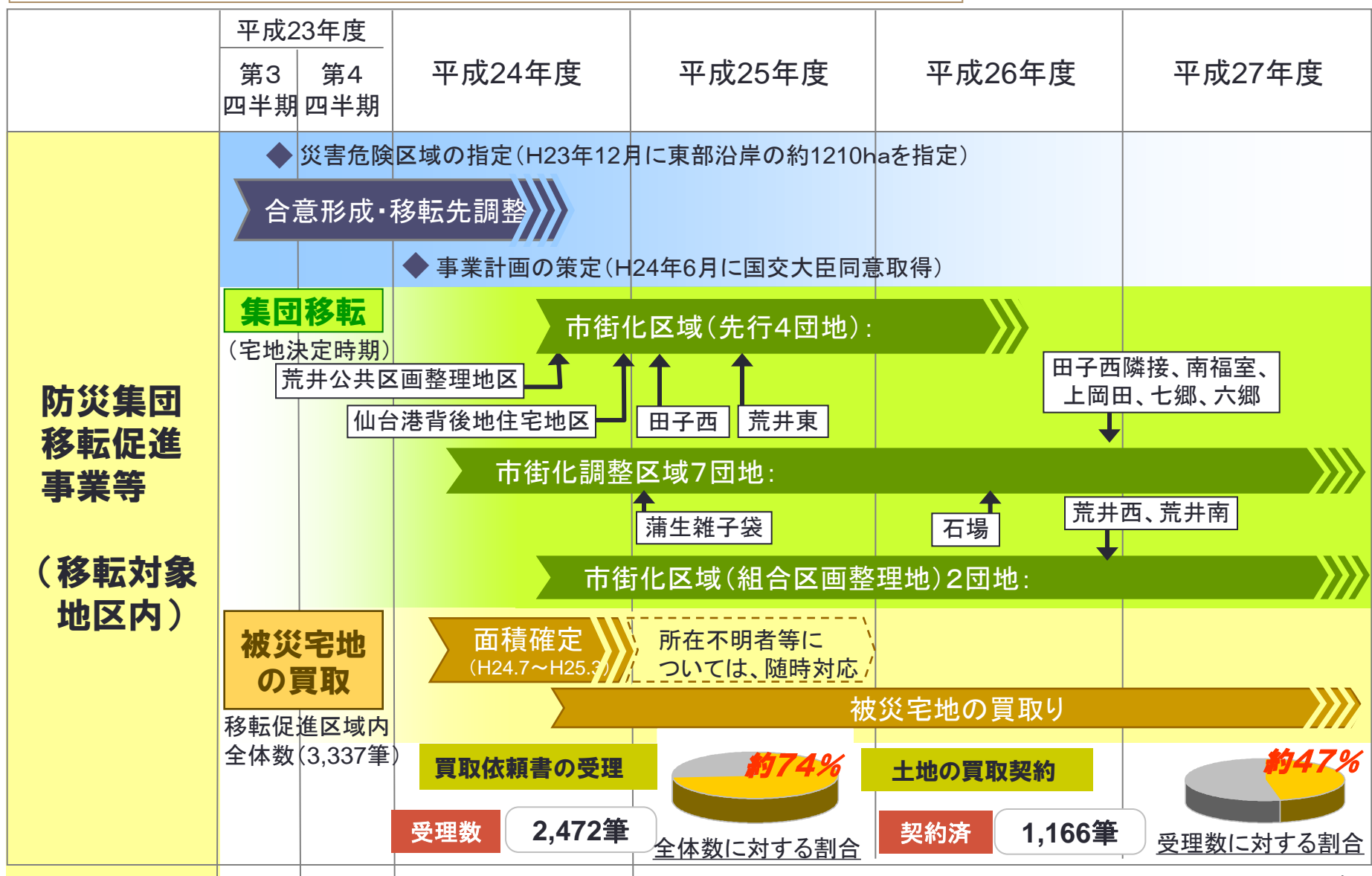
実績

H25. 6.30時点

2 地区

3. 津波被災地における復興・支援事業

災害危険区域からの集団移転・単独移転の事業スケジュール



3. 津波被災地における復興・支援事業

移転先地の状況

市街化区域（先行4団地）

（平成25年6月30日現在）

地区	宅地申込受付	移転先宅地決定数	分譲・借地契約数
荒井公共区画整理地区	公開募集受付H25.6/12（先着順）	45宅地／48宅地	31宅地／48宅地
仙台港背後地住宅地区	随時受付H25.4/10～7/31	23宅地／25宅地	12宅地／25宅地
田子西地区	随時受付H25. 7/1～10/31	52宅地／67宅地	1宅地／67宅地
荒井東地区	H25年度中頃予定	—	—

市街化調整区域7団地

蒲生雑子袋地区

（平成25年6月30日現在）

宅地造成完了時期
平成25年6月20日

移転先宅地決定数	分譲・借地契約数
5宅地／5宅地	2宅地／5宅地

盛土

石場地区

宅地造成完了時期
平成26年度中頃

市街化区域 （組合区画整理地） 2団地

荒井西地区、荒井南地区

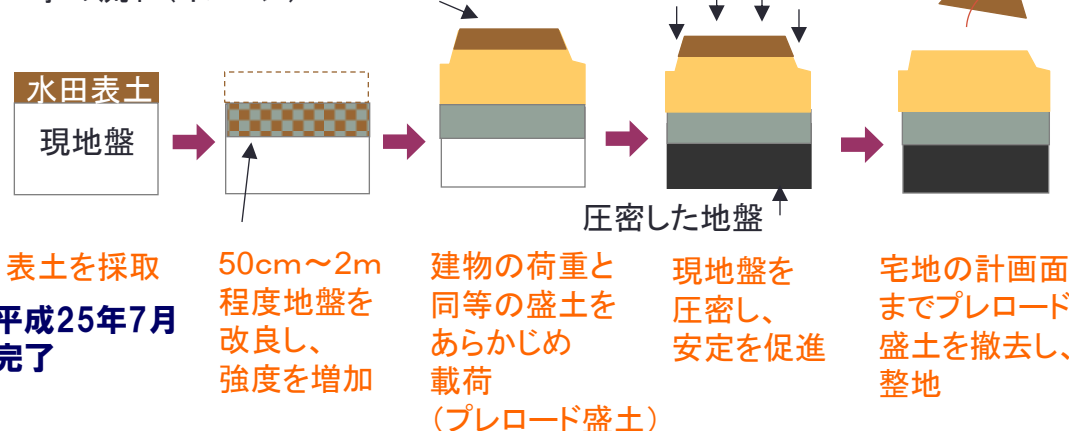
組合施行の区画整理事業で整備。荒井南地区は平成24年10月30日、荒井西地区は平成24年11月15日に組合設立の認可を受け造成工事に着手、平成26年度末より順次、移転先宅地の供給を予定。

造成のための 地盤強化が必要

六郷地区
七郷地区
田子西隣接地区
上岡田地区
南福室地区

宅地造成完了時期
平成26年度末

工事の流れ（イメージ）



3. 津波被災地における復興・支援事業

蒲生北部の再整備

【土地区画整理事業による再整備】

《平成25年度の主なスケジュール》

《平成24年度の経緯》

- ・H24 7/30~8/2 第1回地元説明会
- ・H24 11/1 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
- ・H24 12/15~18 第2回地元説明会
- ・H25 3/8 土地区画整理事業の都市計画決定

※土地区画整理事業を円滑に進めるため、都市計画法53条の建築制限がかかっています。

事業計画案の検討
(道路、排水施設等の設計、関係機関との協議)

・第2回土地利活用勉強会

平成25年度中

・意向調査 6/21~7/16
・第1回土地利活用勉強会 7/5

・事業計画「素案」説明会 7/18~20
・個別相談会 7/24~28

事業計画の
認可・決定

西側に民有地を集約し、被災事業所の早期復興を図るために先行的に整備する。

(概念図)

鶴ヶ谷仙台港線

塩釜巨理線

再開している事業所が多い区域は可能な限り移転を要しない整備を検討する。

東側は市有地を集約する。

西原工業団地(北側)

地区内幹線道路
(土地利用の向上・避難ルートの確保)

蒲生干潟

施行区域

七北田川

河川堤防

地区東端部は貞山堀遺構の保存と蒲生干潟の自然環境に配慮した整備を検討する。

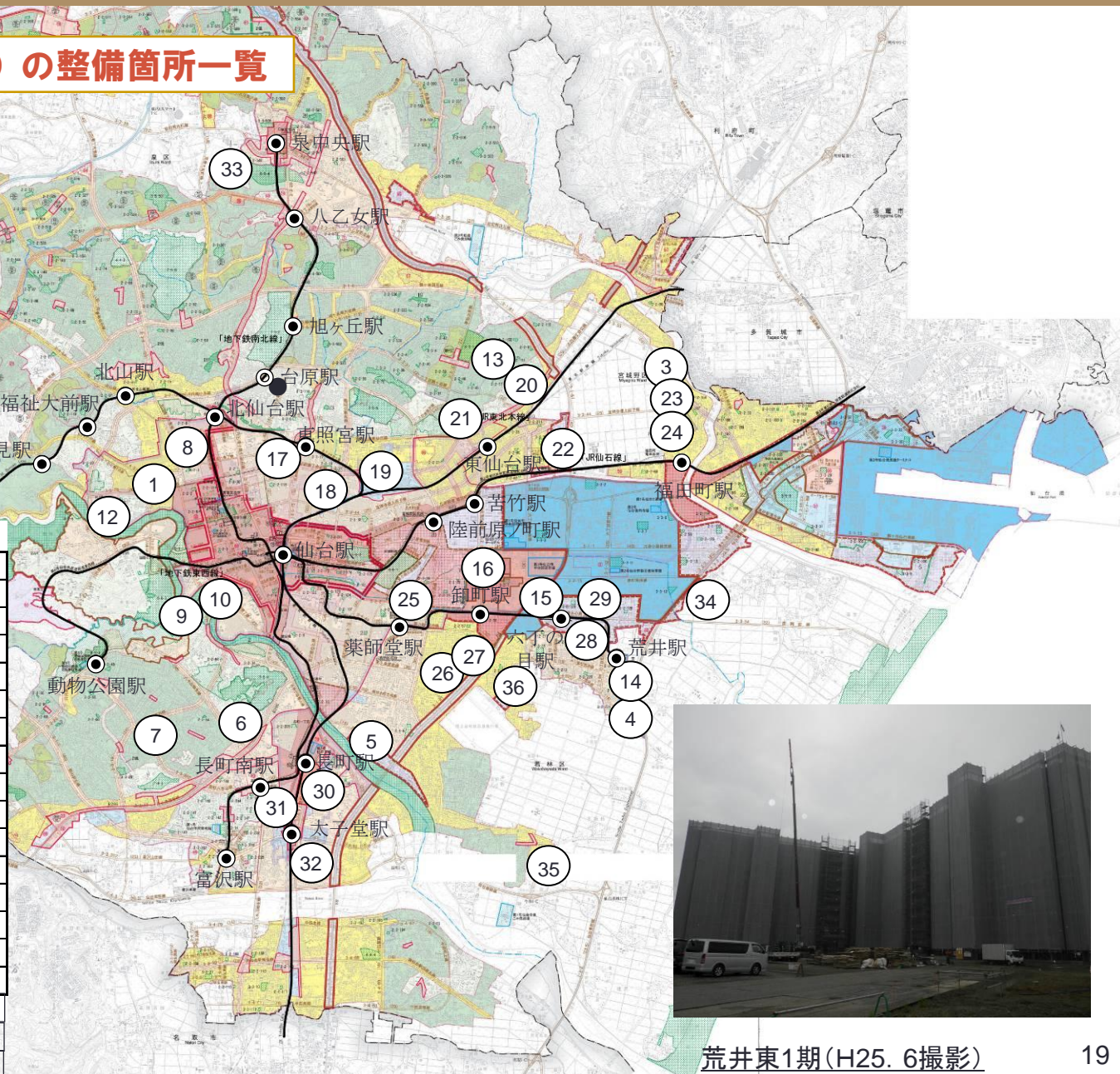
4. 復興公営住宅の整備

復興公営住宅（集合住宅）の整備箇所一覽

供給目標戸数 3,000戸

《整備(予定)箇所一覽(仮称)》

1 北六番丁（募集終了）	18 小田原
2 上原	19 幸町南
3 田子西	20 燕沢東
4 荒井東（第1期）	21 燕沢
5 若林西	22 新田東
6 鹿野	23 田子西第二
7 芦ノ口	24 田子
8 通町	25 宮城野
9 霊屋下	26 中倉
10 霊屋	27 大和町
11 落合	28 荒井第二
12 角五郎	29 六丁の目中町
13 鶴ヶ谷第二	30 あすと長町（26街区）
14 荒井東（第2期）	31 あすと長町（70-2街区）
15 地下鉄六丁の目駅周辺	32 あすと長町（54街区）
16 地下鉄卸町駅周辺	33 泉中央南
17 梅田町	34 岡田周辺
	35 六郷周辺
	36 荒井西



荒井東1期(H25. 6撮影)

4. 復興公営住宅の整備

復興公営住宅（集合住宅等）の整備予定戸数

仙台市直接整備箇所【合計1,449戸】（直接買取を含む）

※平成25年度供給地区

		整備地区	戸数
青葉区	1	北六番丁	12戸

※平成25年度完成予定地区

		整備地区	戸数
青葉区	2	上原	30戸
宮城野区	3	田子西	176戸
若林区	4	荒井東(第1期)	197戸
	5	若林西	152戸
太白区	6	鹿野	70戸
	7	芦ノ口	39戸

※平成26年度完成予定地区

		整備地区	戸数
青葉区	8	通町	150戸
	9	霊屋下	40戸
	10	霊屋	100戸
	11	落合	110戸
	12	角五郎	48戸
宮城野区	13	鶴ヶ谷第二	30戸
若林区	14	荒井東(第2期)	100戸
	15	地下鉄六丁の目駅周辺	75戸
	16	地下鉄卸町駅周辺	120戸

東部防災集団移転等整備
【170戸】

- ・東部防災集団移転に対応した集合住宅(荒井西)、戸建住宅(田子西・田子隣接・南福室・上岡田・荒井東・荒井西・荒井南・七郷・石場・六郷)を整備
- ・津波浸水区域に対応した集合住宅(岡田周辺・六郷周辺)を整備

公募買取整備箇所【合計1,381戸】

※平成26年度完成予定

		整備地区	戸数
青葉区	17	梅田町	66戸
	18	小田原	58戸
宮城野区	19	幸町南	38戸
	20	燕沢東	62戸
	21	燕沢	51戸
	22	新田東	35戸

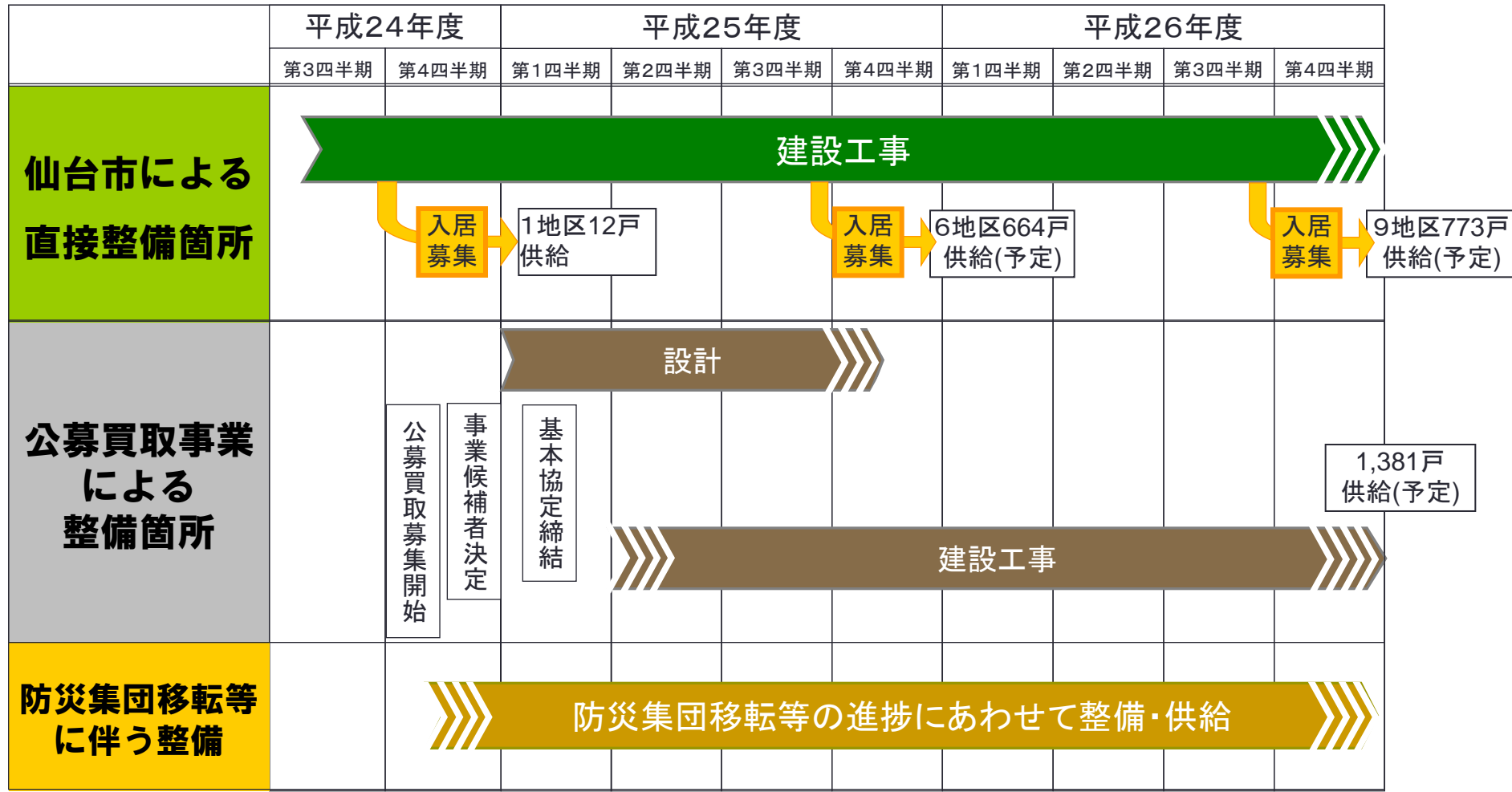
		整備地区	戸数
宮城野区	23	田子西第二	202戸
	24	田子	32戸
	25	宮城野	85戸
若林区	26	中倉	58戸
	27	大和町	101戸
	28	荒井第二	34戸

		整備地区	戸数
若林区	29	六丁の目中町	42戸
太白区	30	あすと長町(26街区)	161戸
	31	あすと長町(70-2街区)	96戸
	32	あすと長町(54街区)	67戸
泉区	33	泉中央南	193戸

4. 公営住宅の整備

復興公営住宅整備のスケジュール

仙台市による直接整備と、公募買取事業による整備等により、平成27年3月までの完成を目指す。



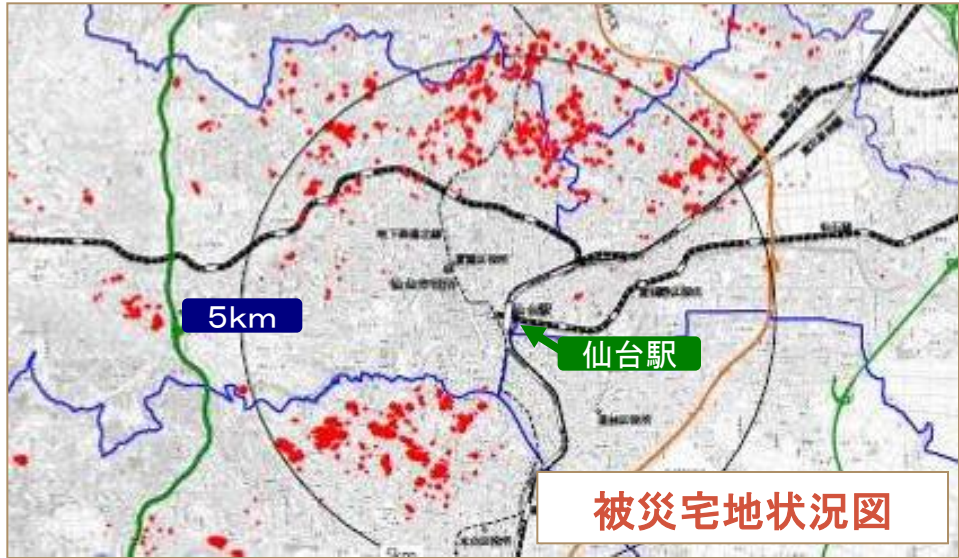
5. 宅地被害復旧・支援事業

被災宅地の復旧事業について

被害程度「中程度」以上の宅地は、
仙台市内に**5,523宅地**

(平成25年5月31日現在)

2つの支援制度により
宅地復旧を支援



公共事業による
宅地復旧 (約**5割**)

助成金制度による
宅地復旧 (約**5割**)

仙台市
施工

公共事業による宅地復旧

- ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業
- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

利益を受ける者が特定できる私有財産の保全であることから、宅地所有者が一部負担(各擁壁工事費の10%)

所有者
施工

助成金制度による宅地復旧

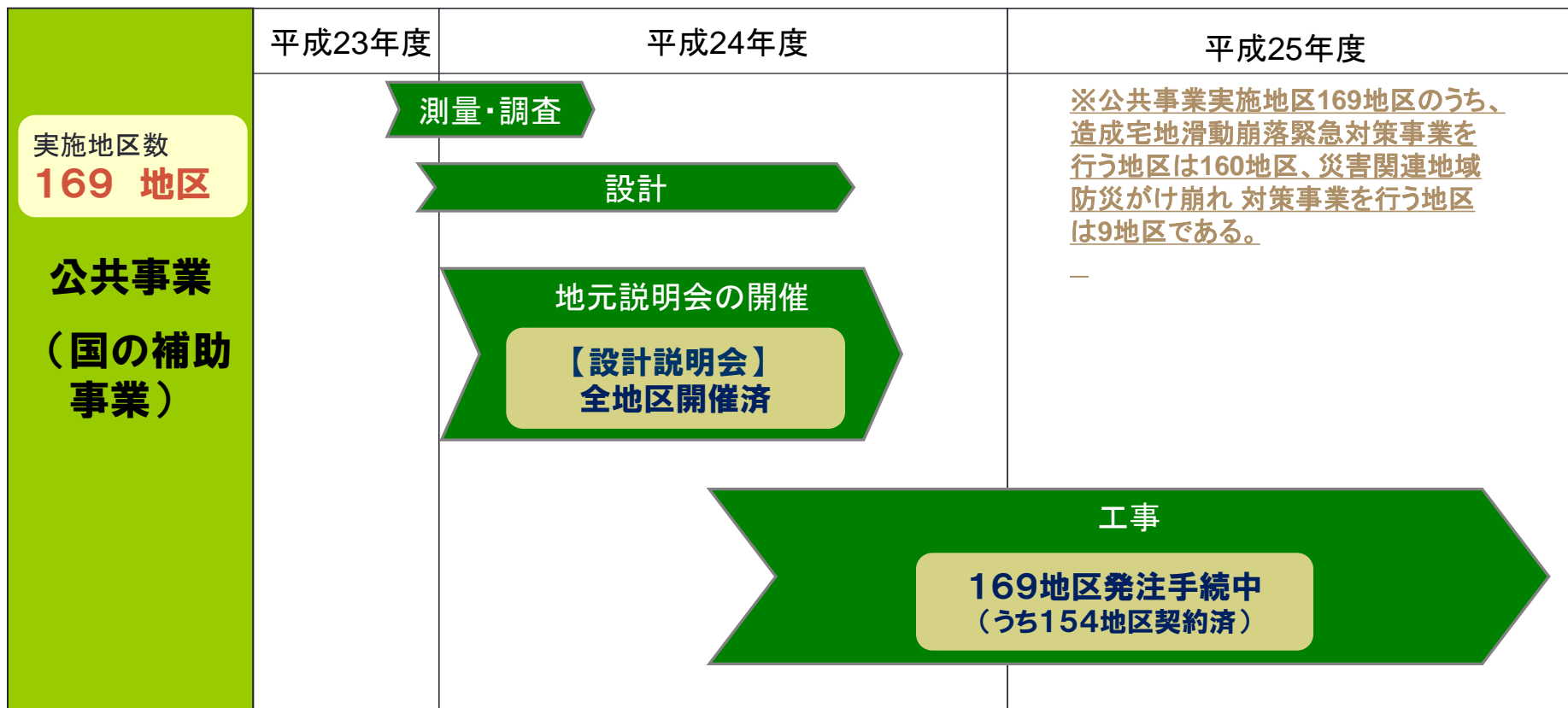
- ・東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度

擁壁被害程度が「危険」又は「要注意」宅地と確認された個人所有の宅地で、擁壁等の復旧工事のうち、100万円を超える部分の90%を助成(上限額1,000万円)

5. 宅地被害復旧・支援事業

宅地復旧事業のスケジュール

(平成25年6月30日現在)



仙台市独自支援制度

助成金の交付決定を受けた宅地数

440宅地

5. 宅地被害復旧・支援事業

(平成25年5月31日現在)

災害危険区域の指定について

防災集団移転促進事業

事業区域

太白区
緑ヶ丘四丁目
地区

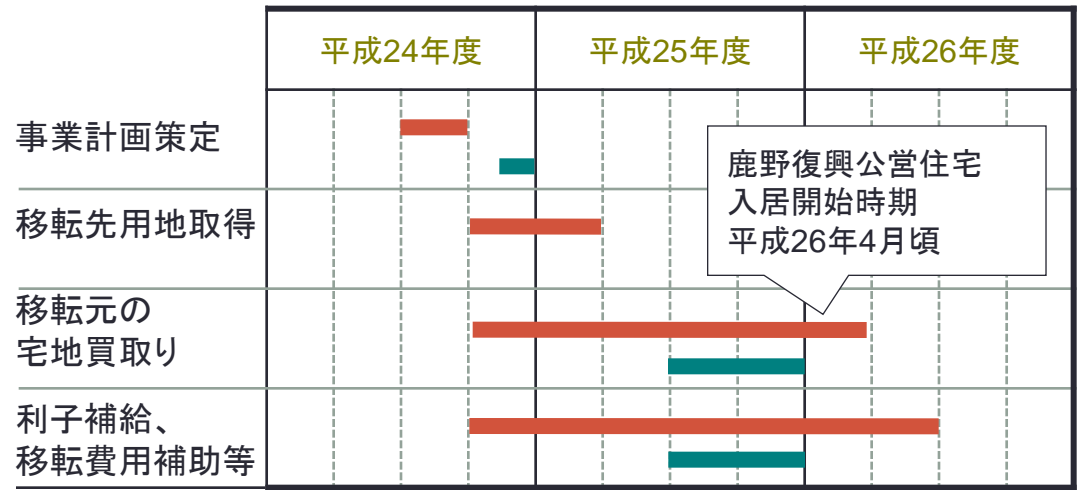
対象:79戸
事業計画:H24. 12. 21大臣同意

泉区
松森陣ヶ原
地区

対象:6戸
事業計画:H25. 3. 18大臣同意

今後のスケジュール

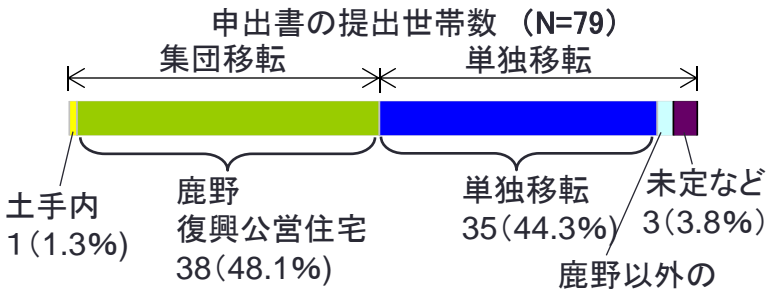
■ : 緑ヶ丘四丁目地区 ■ : 松森陣ヶ原地区



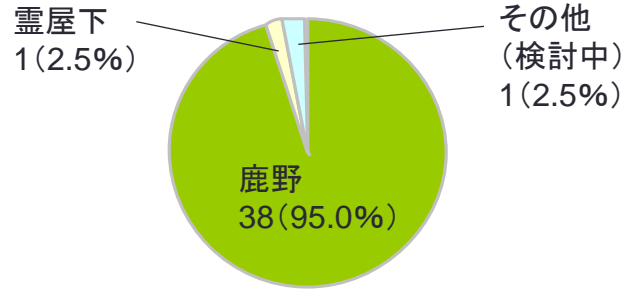
住宅の再建方法

防災集団移転促進事業等に関する申出書の状況

(緑ヶ丘四丁目地区)



復興公営住宅 入居希望場所



(松森陣ヶ原地区)

対象6戸全てが単独移転を希望

6. 生活再建支援

応急仮設住宅について

応急仮設住宅とは

災害救助法に基づき、災害により住宅を失った(全壊、全焼又は流失など)方の一時的な居住の安定を図るために提供される住宅

応急仮設住宅の種類

①プレハブ仮設住宅

…東日本大震災の発生により宮城県が建設した応急仮設住宅で市内18箇所(19団地)に1,523戸を整備

【プレハブ仮設住宅位置図】



②借上げ民間賃貸住宅

…民間賃貸住宅を宮城県が借り上げて提供する応急仮設住宅で市内全域に点在

③借上げ公営住宅等

…公営住宅、企業社宅等を仙台市が借り上げて提供する応急仮設住宅で市内に点在

応急仮設住宅の募集

【平成23年4月11日 第一次入居申込開始】

- ・プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等はコミュニティ申込(10世帯以上)
- ・借上げ民間賃貸住宅は世帯単独申込(不動産業界団体等による仲介が必要)

【平成23年4月27日 随時募集】

- ・借上げ民間賃貸住宅(貸主・宮城県・入居者の三者契約)
入居資格のある個人が探した物件については新規契約、既に契約した物件については切替契約

【平成23年5月8日 第二次入居申込開始】

- ・プレハブ仮設住宅は原則コミュニティ申込(10世帯以上⇒5世帯以上に変更)
- ・一部のプレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等は世帯単独申込

【平成23年7月8日 第三次入居申込開始】

- ・プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等は全て世帯単独申込

※応急仮設住宅の申込み受付はすべて終了しています

応急仮設住宅の供与期間

応急仮設住宅の供与期間は2年以内

復興公営住宅等の恒久住宅の整備になお時間を要すること等を踏まえ…

3年以内への1年間の延長(平成25年6月末現在)

6. 生活再建支援

応急仮設住宅入居世帯数及び状況

【入居世帯数】（平成25年7月1日現在）

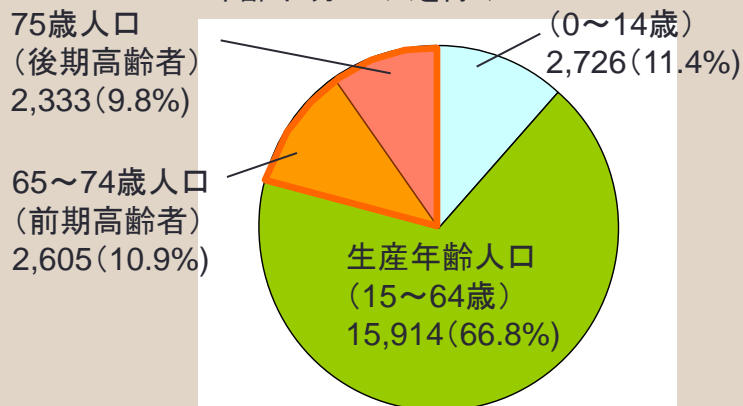
	平成24年 3月30日	平成25年 7月1日	割合
プレハブ仮設住宅	1,346世帯	1,115世帯	11.3%
借上げ 民間賃貸住宅	9,838世帯	8,029世帯	81.4%
借上げ 公営住宅等	825世帯	724世帯	7.3%
合計	12,009世帯	9,868世帯	100%

年齢構成

（平成25年4月1日現在）

全体（N=23,844人）

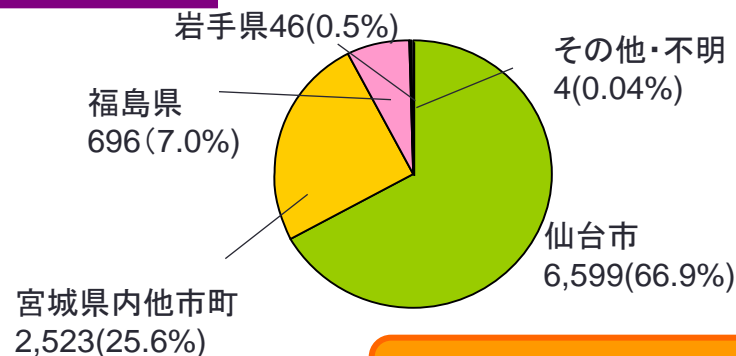
年齢不明266人を除く



応急仮設住宅の高齢化率 20.71%
(仙台市の高齢化率 19.96%)

震災時の居住地

全体（N=9,868世帯）



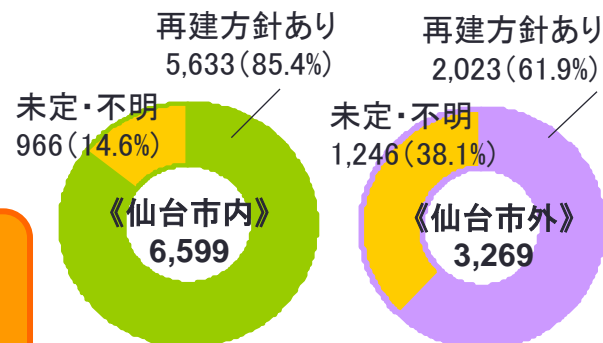
3分の1は仙台市外
(福島県からは1割弱)

住まいの 再建方針※

※ 公共事業(集団移転、宅地復旧、復興公営住宅)の活用や自力で住宅を建築・購入、賃貸住宅への入居など



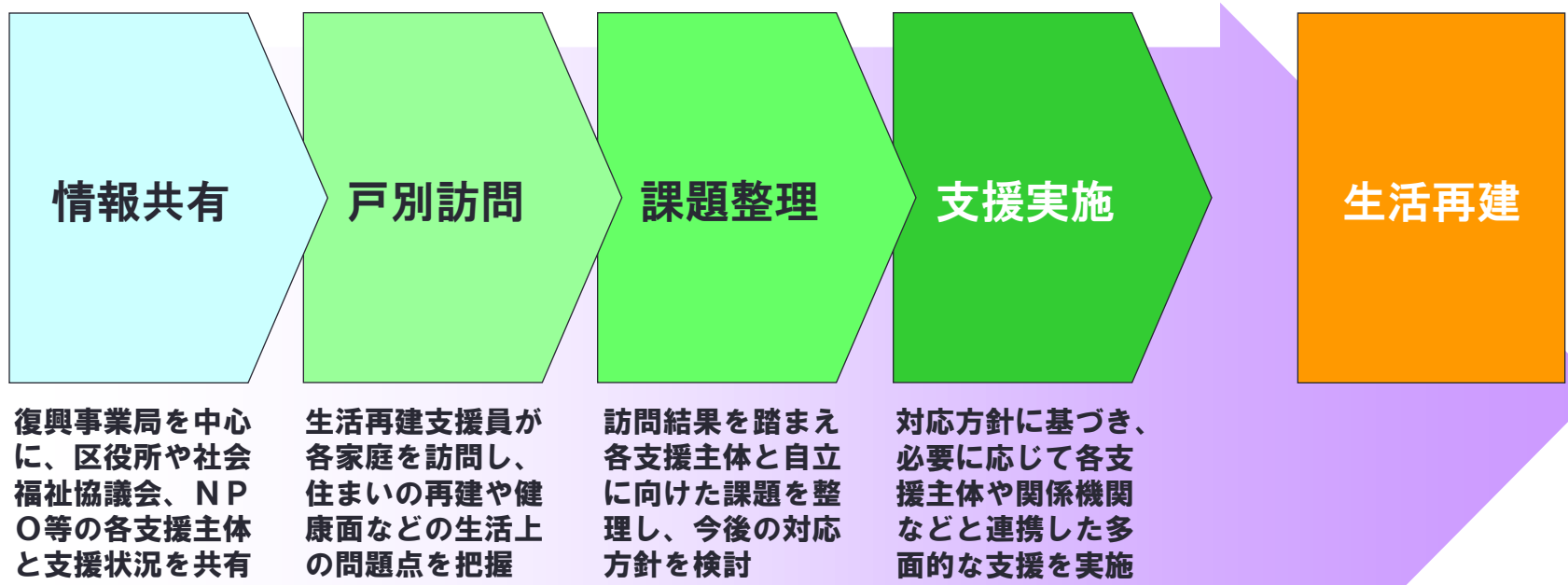
約2割の世帯が
住まいの再建方針
について未定・不明



6. 生活再建支援

応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた取組み

◆住まいの再建など、応急仮設住宅にお住まいの方々が仮設住宅退去後の生活の見通しを早期に持つことができるよう、関係団体と連携した多面的な支援を実施



※平成25年5月以降、全市域で展開中。

6. 生活再建支援

区役所

支援の内容（1）

健康・福祉に関する相談・指導

- ◆保健師等による家庭訪問等での心と身体の健康支援
- ◆地域包括支援センターなど関係機関と連携した支援
- ◆集会所や市民センター等における健康相談会や健康講座等の開催



プレハブ仮設住宅等におけるコミュニティ支援

- ◆被災地域のコミュニティ維持や復興を支援（自治会等活動支援など）
- ◆被災者同士や地域との交流の機会を支援（被災者交流活動助成）
まつり等交流イベント、健康づくり教室・講演会、花壇づくり など



社会福祉協議会

借上げ民間賃貸住宅入居者の孤立防止【地域支えあいセンター事業】

高齢者世帯等への戸別訪問

高齢者やひとり親世帯などを中心に相談員が直接訪問し、生活上の悩み相談、情報提供による支援を実施

サロン活動等

地域住民との交流の場づくりを進めるため、地域の方々の協力を得ながら、交流イベントやサロン、茶話会等を開催



←若林「愛逢サロン」。地域の方々と市民センターとの共催で月1回開催

生活相談（常設相談・巡回相談）

常設支えあいセンターや市民センター等で被災者の生活上の様々な相談に対応



中核支えあいセンターでの生活支援相談→

6. 生活再建支援

支援の内容（2）

就 労 支 援

就労支援相談センター「わっくわあく」
コミュニティワーク・サロン「えんがわ」

仙台市と一般社団法人パーソナルサポートセンター（PSC）が協働で、仮設住宅にお住まいの方への就労支援や仕事づくりなどを実施



あすと長町「えんがわ」。
就労支援事業の一環である、
復興定期便の封入作業の様子

「お仕事探し応援センター」

NPO法人POSSEと協働し、仮設住宅にお住まいの方などに対し、戸別訪問による相談を中心に就労支援を実施



お仕事探し応援センターでの
就労支援相談

プレハブ仮設住宅等での声かけ・見守り活動

仙台市からの委託を受け、PSCの絆支援員が関係機関や地域団体と連携しながら、「見守り」と「つなぎ」を基調とした支援を実施

プレハブ仮設住宅における
絆支援員の見守り活動



NPO等

6. 生活再建支援

支援の内容（3）

ひとり暮らし高齢者等生活支援システム

【対象：仮設住宅にお住まいのひとり暮らしの高齢者（65歳以上）や重度の身体障害者等】

「自宅」でも「外出先」でもガードマンが駆けつける！



※各種センサーが異常を感知し、警備会社へ通報

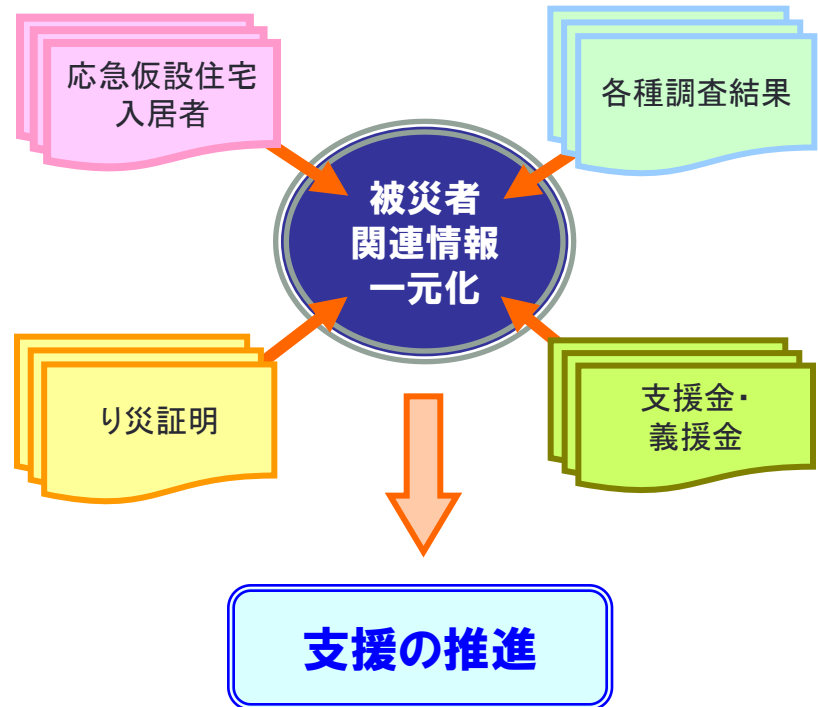
いつでも話したいときに「日常会話」ができる！

※1回30分1日2回まで



被災者支援システム

これまで別々に管理していた被災者関連情報を一元的に管理し、被災者の生活再建に向けたきめ細かな支援を推進



6. 生活再建支援

支援の内容（4）

市政だよりやホームページのほか、被災者の生活再建に役立つ情報提供への取り組み

復興定期便

被災者向けの生活支援情報や復興関連イベントの案内などを取りまとめた資料をプレハブ仮設住宅全戸、借上げ民間賃貸住宅等入居者やその他の方で希望する方に毎月送付



震災復興 地域かわら版 「みらいん」

震災からの復興に向けて歩むまち・仙台の“ひと”と“地域”の今を結ぶ情報紙として仮設住宅入居者などを中心に生活再建に関わる情報を分かりやすく提供



情報コーナー

【地域支えあいセンター事業】

被災者支援情報やイベント・サロン情報等が身近な場所でいつでも入手できるように、市民センター55か所、区社会福祉協議会事務所等6か所に情報提供コーナーを設置



7. 経済の復興に向けて

復興特区の概要（1）

	対象地域	対象業種	指定事業者数
民間投資促進特区 (ものづくり産業)	仙台港周辺など 市内7地区	■自動車関連産業 ■食品関連産業 ■医療・健康関連産業 ■航空宇宙関連産業 ■高度電子機械産業 ■木材関連産業 ■クリーンエネルギー関連産業 ■船舶関連産業 ※上記に関連する製造業、物流業、卸売業等が対象	66事業者
農と食のフロンティア推進特区	仙台市東南部の 農業振興地域	■農業 ■農業関連加工・流通・販売関連産業 ■農業関連再生可能エネルギー関連産業 ■農業関連試験研究関連産業	14事業者
民間投資促進特区 (情報サービス関連産業)	中心市街地など 市内7地区	■ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 ■インターネット付随サービス業 ■コールセンター ■BPOオフィス ■データセンター ■設計開発関連業 ■デジタルコンテンツ関連業	51事業者

(平成25年6月30日現在)

税制上の特例措置

国税

- 選択適用
- ◎機械や装置、建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除
 - ◎被災雇用者等に対する給与等支給額の10%税額控除
 - 新規立地新設企業を5年間無税とする措置(新規立地促進税制)
 - ◎研究開発用資産を取得した場合の特別償却・税額控除

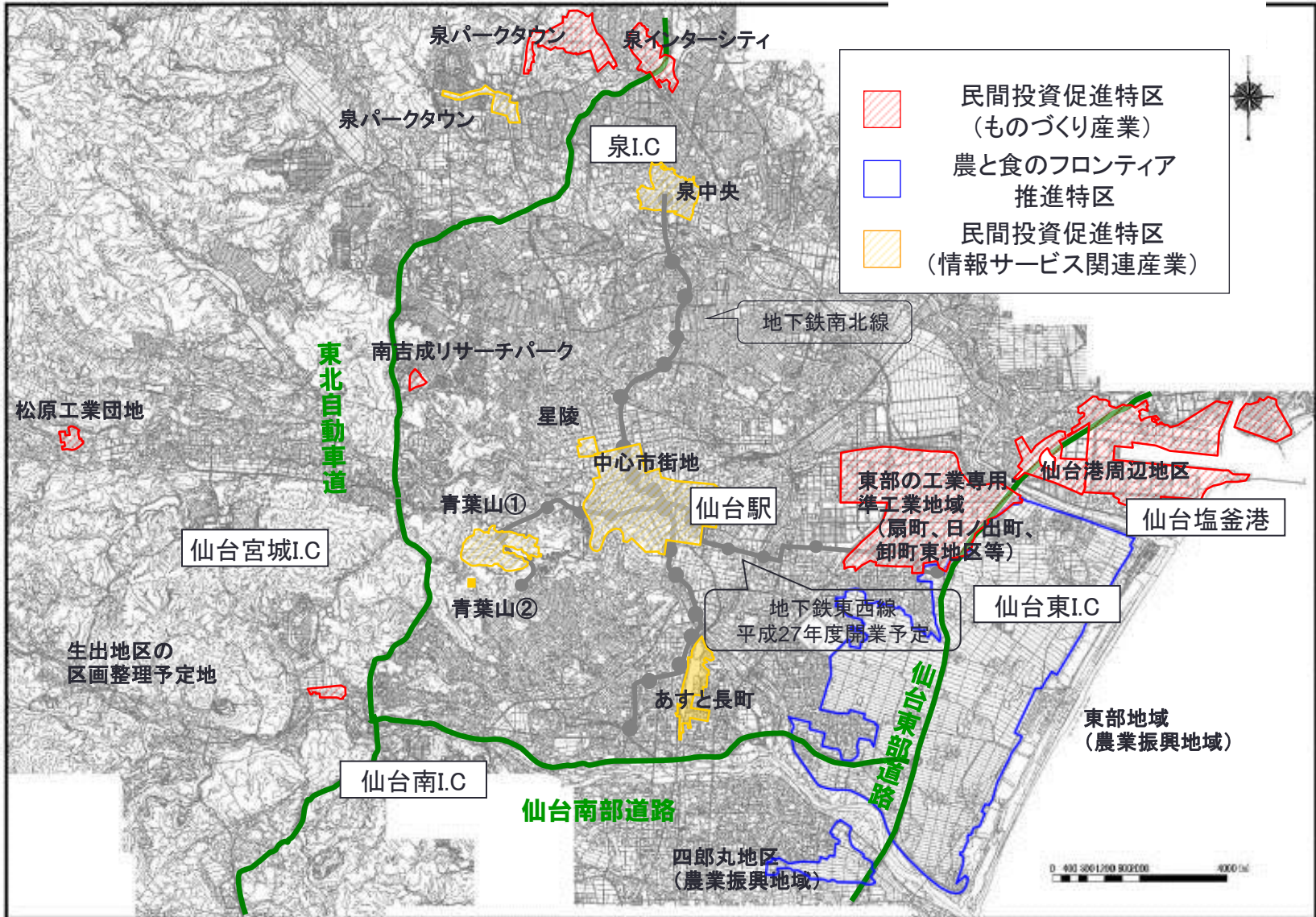
地方税

- 新・増設した施設等に係る課税免除
- ◎法人事業税免除
 - ◎不動産取得税免除
 - ◎固定資産税免除
 - ◎都市計画税免除

◎:既存立地事業者及び新規立地新設企業に適用可能 ○:新規立地新設企業のみ適用可能

7. 経済の復興に向けて

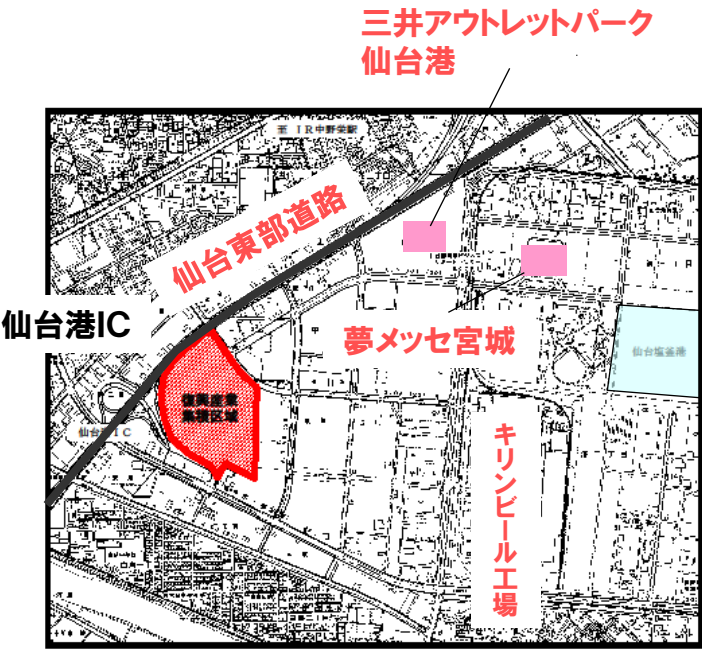
復興特区 産業集積区域図



7. 経済の復興に向けて

復興特区の概要（2）

	対象地域	対象業種
仙台港背後地 交流推進特区	仙台港背後地の 高砂中央公園予定地	(1)水族館を中心とした集客・交流関連業種 ■飲食料品小売業 ■みやげ品を扱うその他の小売業 ■飲食店 ■水族館 (2)水族館及び関連業種の用に供する建築物整備事業



■ 仙台港背後地交流推進特区

税制上の特例措置

国税

選択適用

- ①機械や装置、建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ②被災雇用者等に対する給与等支給額の10%税額控除
- ③新規立地新設企業を5年間無税とする措置(新規立地促進税制)
- ④研究開発用資産を取得した場合の特別償却・税額控除

対象業種(1)の場合
 ①②④: 既存立地事業者及び新規立地新設事業者に適用可能
 ③: 新規立地新設企業のみ適用可能

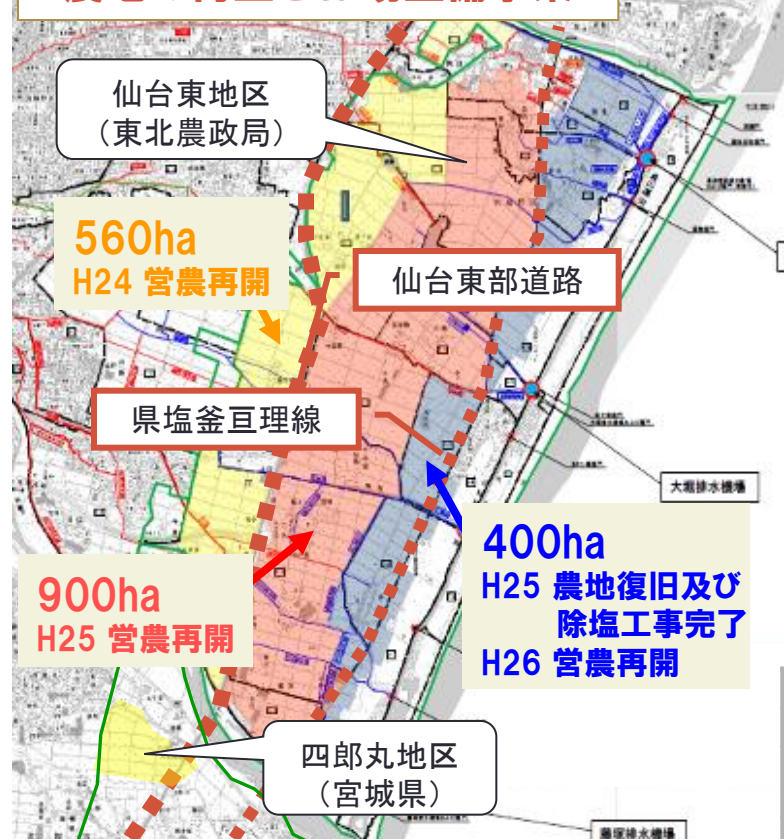
対象業種(2)の場合
 ①のみ適用可能

地方税 **新・増設した施設等に係る課税免除** 対象業種(1)(2)共通

- ◎法人事業税免除
- ◎固定資産税免除
- ◎不動産取得税免除
- ◎都市計画税免除

7. 経済の復興に向けて

農地の再生とほ場整備事業



←営農再開後(左)と再開前(右)

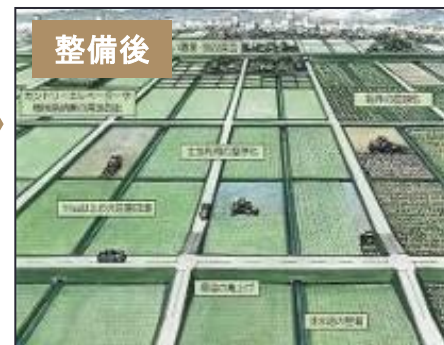
ほ場整備事業

現況約10a~30aの小区画の農地を約30a~100aに集約(仙台東地区は、約70%の農地を大区画化する予定)

農地及び農業関連施設の復旧、大区画化を主体としたほ場整備を実施して経営規模の拡大と経営の合理化を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定を目指す。



〈イメージ〉



ほ場整備事業スケジュール

仙台東地区 (事業主体:国)

- ・地区面積:2,162ha(農地、道路・水路含む)
- ・農地面積:1,924ha(現況)、1,909ha(計画)

	H25.	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業計画確定				●						
換地設計基準・評価基準の作成				H24年度に作成						
換地計画原案の作成	—————									
ほ場整備工事								—————		

四郎丸地区 (事業主体:県)

- ・地区面積:100ha(農地、道路・水路含む)
- ・農地面積:92ha(現況)、90ha(計画)

	H25.	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業計画確定				●						
換地設計基準・評価基準の作成				—————						
換地計画原案の作成								—————		
ほ場整備工事								—————		

7. 経済の復興に向けて

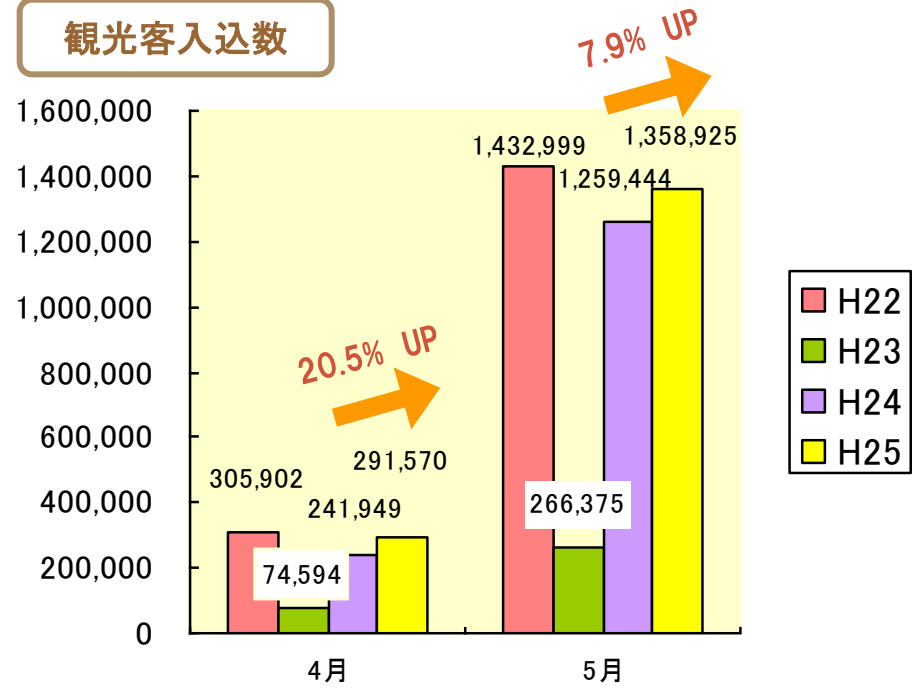
仙台・宮城デスティネーションキャンペーン(DC)

特別イベント 伊達な杜舞台2013年4月13日～14日

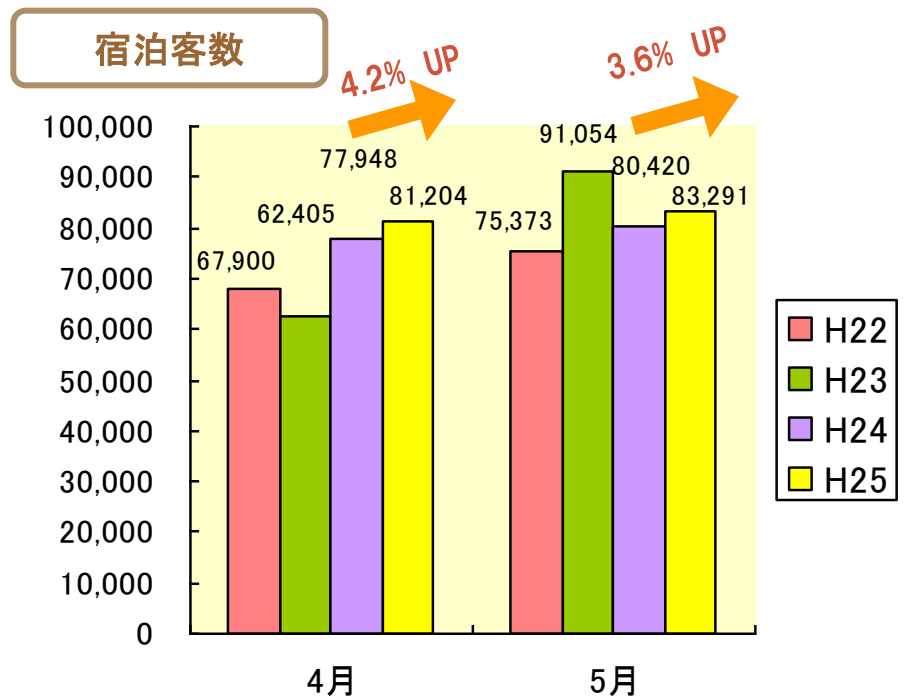
2013年4月1日～6月30日



観光客入込数



宿泊客数



※仙台市内の主要な観光施設等のサンプル調査です。 ※概況のため、後日数字が変更する可能性があります。

1. 仙台市の被害状況

[東日本大震災の概要\(1\)\[3\]](#)

[東日本大震災の概要\(2\)\[4\]](#)

2. 復興に向けて

[震災廃棄物の処理\[5\]](#) (環境局震災廃棄物対策室)

[復興交付金の状況\[6\]](#) (復興事業局震災復興室)

3. 津波被災地における復興・支援事業

[浸水被害状況と津波浸水シミュレーション\[7\]](#)
(復興事業局震災復興室)

[東部地域の津波対策\[8\]](#)

[仙台湾南部海岸\[9\]](#)

[かさ上げ道路事業\[10\]](#) (建設局道路計画課)

[防災集団移転促進事業\[11\]](#) (復興事業局事業計画課)

[防災集団移転促進事業等に関する申出書の状況\[12\]](#)
(復興事業局移転推進課)

[移転対象地区における支援制度\[13\]](#) (復興事業局移転推進課)

[移転対象地区外における支援制度](#)

[・津波被災地域まちづくり支援事業\[14上\]](#)
(都市整備局都市計画課・復興事業局事業調整課)

[・宅地防災工事、住宅の建替え、住宅の移転再建に関する補助\[14下\]](#)
(復興事業局事業調整課)

[東部地域復興まちづくり活動支援制度](#)

[・防災集団移転促進事業に係る復興まちづくり助成事業\[15上\]](#)
(復興事業局移転推進課)

[・東部浸水区域コミュニティ等再形成活動助成事業\[15下\]](#)
(都市整備局都市計画課)

[・災害危険区域からの集団移転・単独移転の事業スケジュール\[16\]](#)
(復興事業局事業計画課・移転用地課)

[移転先地の状況\[17\]](#) (復興事業局移転推進課・移転工事課)

[蒲生北部の再整備\[18\]](#) (復興事業局事業調整課)

4. 復興公営住宅の整備

[復興公営住宅\(集合住宅\)の整備箇所一覧\[19\]](#)
(都市整備局復興公営住宅室)

[復興公営住宅\(集合住宅\)の整備予定戸数\[20\]](#) (同上)

[復興公営住宅整備のスケジュール\[21\]](#) (同上)

5. 宅地被害復旧・支援事業

[被災宅地の復旧事業について\[22\]](#) (復興事業局宅地保全調整課)

[宅地復旧事業のスケジュール\[23\]](#) (同上)

[災害危険区域の指定について\[24\]](#)
(復興事業局北部宅地工事課・南部宅地工事課)

6. 生活再建支援

[応急仮設住宅について\[25\]](#) (復興事業局仮設住宅室)

[応急仮設住宅入居世帯数及び状況\[26\]](#)
(復興事業局生活再建支援室)

[応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた取組み\[27\]](#) (同上)

[支援の内容\(1\)\[28\]](#) (同上)

[支援の内容\(2\)\[29\]](#) (同上)

[支援の内容\(3\)\[30\]](#) (同上)

[支援の内容\(4\)\[31\]](#) (同上)

7. 経済の復興に向けて

[復興特区の概要\(1\)\[32\]](#) (経済局企業立地課・東部農業復興室)

[復興特区 産業集積区域図\[33\]](#) (同上)

[復興特区の概要\(2\)\[34\]](#) (総務企画局プロジェクト企画課)

[農地の再生とほ場整備事業\[35\]](#) (経済局東部農業復興室)

[仙台・宮城デスティネーションキャンペーン\[36\]](#) (経済局観光交流課)

担当課および問い合わせ先一覧(2)

担当課(部省略)		問い合わせ先	該当ページ
総務企画局	プロジェクト企画課	022-214-1254	34
復興事業局	震災復興室	022-214-1266	6,7 復興リポート全体
	生活再建支援室	022-214-8579	26,27,28,29,30,31
	仮設住宅室	022-214-5080	25
	事業計画課	022-214-8473	11,16
	移転推進課	022-214-8805	12,13,15 (防災集団移転促進事業に係る復興まちづくり助成事業) 17(移転先地)
	移転工事課	022-214-8492	17(工事の流れ)
	移転用地課	022-214-8460	16(被災宅地の買取)
	事業調整課	022-214-8032 022-214-8031	14 18
	宅地保全調整課	022-214-8450	22,23
	北部宅地工事課 南部宅地工事課	022-214-8480 022-214-8445	24 24
環境局	震災廃棄物対策室	022-214-8679	5
経済局	企業立地課	022-214-8276 022-214-8245	32,33
	観光交流課	022-214-8259	36
	東部農業復興室	022-214-7329	32,33,35
都市整備局	都市計画課	022-214-8293	14(津波被災地域まちづくり事業) 15(東部浸水区域コミュニティ等再形成活動助成事業)
	復興公営住宅室	022-214-8418	19,20,21
建設局	道路計画課	022-214-8374	10